

再評価

【ダム事業】

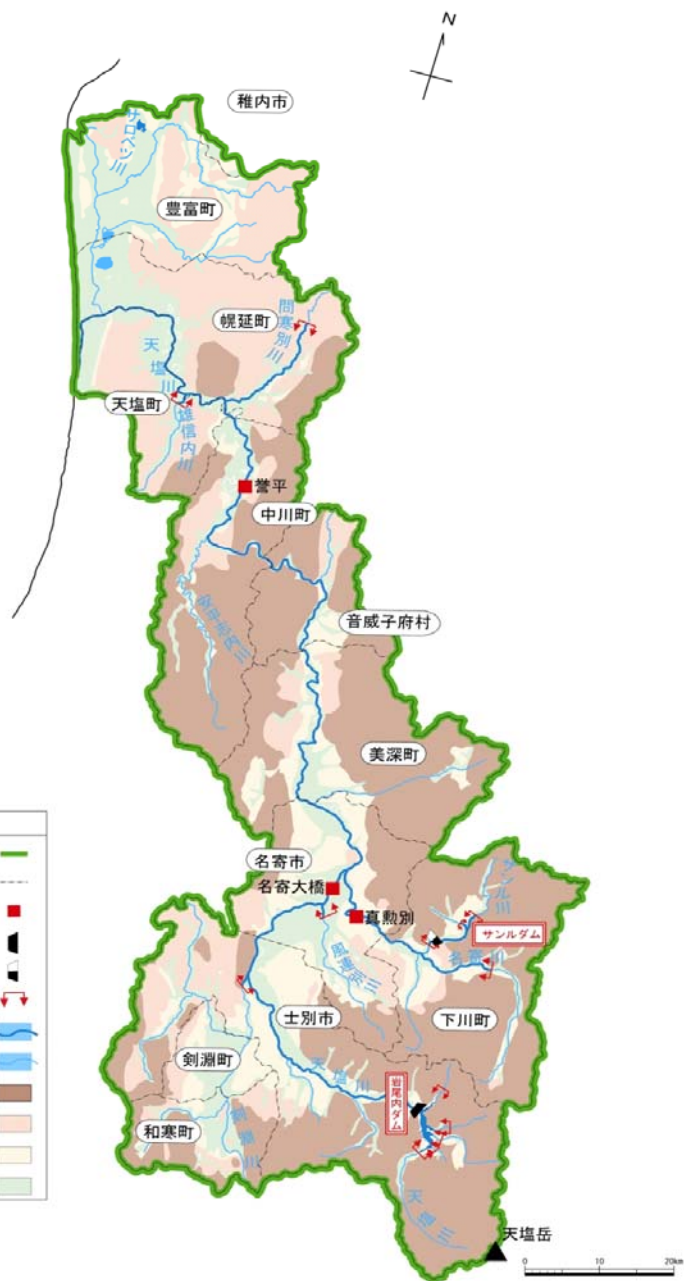
(直轄事業等)

➤ サンルダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	1
➤ 津軽ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	3
➤ 胆沢ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	5
➤ ハッ場ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	7
➤ 霞ヶ浦導水事業	・ ・ ・ ・ ・	9
➤ 利根川上流ダム群再編事業	・ ・ ・ ・ ・	11
➤ 利賀ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	13
➤ 設楽ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	15
➤ 新丸山ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	17
➤ 大滝ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	19
➤ 天ヶ瀬ダム再開発事業	・ ・ ・ ・ ・	21
➤ 足羽川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	23
➤ 大戸川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・	25
➤ 長安口ダム改造事業	・ ・ ・ ・ ・	27
➤ 中筋川総合開発事業（横瀬川ダム）	・ ・ ・ ・ ・	29

➤ 大分川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 3 1
➤ 立野ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 3 3
➤ 川辺川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 3 5
➤ 本明川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
➤ 城原川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
➤ 鶴田ダム再開発事業	・ ・ ・ ・ ・ 4 1
➤ 沖縄東部河川総合開発事業（億首ダム）	・ ・ ・ ・ ・ 4 3
➤ 思川開発事業	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
➤ 武蔵水路改築事業	・ ・ ・ ・ ・ 4 7
➤ 木曽川水系連絡導水路事業	・ ・ ・ ・ ・ 4 9
➤ 川上ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 5 1
➤ 丹生ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 5 3
➤ 小石原川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 5 5
➤ 大山ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ 5 7

事業名 (箇所名)	サンルダム建設事業			担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭			事業 主体	北海道開発局												
実施箇所	北海道 上川郡 下川町																				
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業																				
事業諸元	・台形CSGダム 堤高＝46.0m 堤頂長L＝350.0m ・総貯水容量 57,200千m ³ ・有効貯水容量 50,200千m ³																				
事業期間	昭和63年度実施計画調査着手/平成5年度建設事業着手/平成25年度完成予定※																				
総事業費 (億円)	約528※				残事業費(億円)		約232※														
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・主な災害実績:天塩川流域では、昭和48年8月、昭和50年8月、昭和50年9月、昭和56年8月等、被害の大きな洪水が発生、近年では平成13年9月、平成18年10月、平成22年7月洪水が発生している。 S48年8月 氾濫面積12,775ha 被害家屋1,255戸 S50年8月 氾濫面積11,640ha 被害家屋2,642戸 S56年8月 氾濫面積15,625ha 被害家屋546戸 ・主な洪水実績:天塩川流域では、かんがい用水の自主節水が度々(過去10年間で4回洪水調整会議を開催)行われている。名寄川でも維持流量を頻繁に下回っており、特に平成19年の洪水では、7月から8月までかんがい用水を自主節水したが、異臭や濁りが発生したため、名寄市の水道では活性炭の投入量を増やすなど対応している。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する。																				
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:74戸 年平均浸水軽減面積:48ha																				
事業全体の投資効率性	基準年度			平成23年度																	
B:総便益(億円)	1,507※			C:総費用(億円)			681※		B/C		2.2※		B-C		826※		EIRR(%)		12.2※		
残事業の投資効率	B:総便益(億円)			1,211※			C:総費用(億円)			266※		B/C		4.6※							
感度分析	残事業費(+10%～-10%)			4.3 ～ 4.9			2.2 ～ 2.3			(残工期が2年のため感度分析を行っていない)											
	残工期(+10%～-10%)			- ～ -			- ～ -														
	資産(-10%～+10%)			4.2 ～ 4.9			2.1 ～ 2.4														
事業の効果等	・洪水調節:名寄川の真勲別地点における目標流量1,500m ³ /sのうち、300m ³ /sを調節して、河道への配分流量を1,200m ³ /sとする。また、他のダムとあいまって天塩川菅平地点において、目標流量4,400m ³ /sのうち、500m ³ /sを調節して、河道への配分流量を3,900m ³ /sとする。 ・流水の正常な機能の維持:真勲別地点でかんがい期概ね最大6.0m ³ /s、非かんがい期概ね5.5m ³ /sを確保する。 ・水道用水:名寄市の水道用水として1,510m ³ /日、下川町の水道用水として130m ³ /日を供給する。 ・発電:ほくでんエコエナジー株式会社が新設するサンル発電所において、最大出力1,000KWの発電を行う。																				
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・水道用水としてサンルダム建設事業に参画している、名寄市、下川町及び発電として事業に参画している、ほくでんエコエナジー株式会社に対して、平成19年8月に基本計画変更について照会した際、事業の参画内容について変更がない旨確認している。それ以降の変更の申し出はない。																				
事業の進捗状況	昭和63年度 実施計画調査に着手 平成5年度 建設事業に着手 平成7年度 サンルダムの建設に関する基本計画策定(平成7年8月) 平成19年度 天塩川水系河川整備計画策定(平成19年10月) 平成20年度 サンルダムの建設に関する基本計画変更(平成20年6月) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象となるダム事業に区分 平成22年度末までに、事業費約285億円を投資。進捗率約54%(事業費ベース)																				
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。																				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・付替道路の橋梁設計にあたっての合成床版の採用等の設計の合理化など、コスト縮減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、現計画案(サンルダムの新設及び河川改修)が最適と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)																				
対応方針	継続																				
対応方針理由	サンルダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することを妥当とする。																				
その他	<※印箇所の説明>今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> 当委員会に提出された再評価原案準備書の対応方針については、北海道開発局案のとおり、現在の段階(生活再建工事)を継続することを妥当と判断する。 <北海道の意見・反映内容> サンルダム建設事業については、国の「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、現在、貴局において検証に係る検討の作業を行っているとのことであるが、一日も早くこの検討作業を終えて、国の対応方針を決定するとともに、その際には、地元の意向を十分に反映すること。																				

事業位置図



天塩川流域図

事業名 (箇所名)	津軽ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局 治水課		事業主体	東北地方整備局			
実施箇所	青森県中津軽郡西目屋村									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	重力式コンクリートダム　ダム高 97.2m　堤体積 704千m3　総貯水容量 140,900千m3									
事業期間	昭和63年度実施計画調査着手/平成3年度建設事業着手/平成28年度完成予定									
総事業費 (億円)	約1,620			残事業費(億円)		約714				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・岩木川流域では、過去に昭和33年9月洪水、昭和52年8月洪水により甚大な浸水被害が発生している。近年においても、平成2年9月洪水、平成14年8月、平成16年9月洪水により、被害が発生している。 S33年9月　台風　死者行方不明者13人、床下浸水9,822戸、床上浸水4,197戸、全半壊63戸、農地被害12,438ha S52年8月　低気圧　死者行方不明者11人、床下浸水6,003戸、床上浸水2,492戸、全半壊114戸、農地被害17,577ha H2年9月　台風　床下浸水588戸、床上浸水93戸、農地被害4,204ha H14年8月　前線　床下浸水9戸、床上浸水7戸、農地被害122ha H16年9月　台風　床下浸水1戸、床上浸水18戸、農地被害425ha ・岩木川の上岩木橋においては、正常流量を下回る年間平均日数は69日であり、また、過去48年間に目屋ダムの利水容量が空になった回数が6回発生しており、水不足に悩まされている。 S63年8月　目屋ダム完成以来、最低の貯水位を記録。 試験湛水中の浅瀬石川ダムより14,000m3/日(8.26～9.12の平均)の緊急暫定供給を実施。 弘前市でプールの全面給水停止、大口需要事業所の給水2割カット。 S63～H2、H4、H6、H8～H11、H14、H15、H18、H19　番水制(2～32日間)を実施。 H19年7月　目屋ダムが最低水位以下となる。弘前市では旧市内プール(31施設)の使用中止。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、水道用水の供給、工業用水の供給、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する。									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：740戸 年平均浸水軽減面積：847ha									
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度							
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		C:総費用(億円)		1,695		B/C		2.4	
	B:総便益(億円)		C:総費用(億円)		673		B/C		5.0	
感度分析	残事業費(+10%～-10%)		残事業(B/C)		全体事業(B/C)					
	残工期(+10%～-10%)									
	資産(-10%～+10%)									
事業の効果等	・洪水調節：津軽ダムの建設される地点における計画高水流量3,100m3/sのうち、2,940m3/sの洪水調節を行う。									
	・流水の正常な機能の維持：上岩木橋地点において概ね5m3/sを確保し、流水の正常な機能の維持と増進を図る。									
	・かんがい：岩木川沿岸の約9,600haの農地に対し、如木瀬地点下流において最大30,264m3/sの取水を可能とする。									
	・水道：弘前市に対し、樋の口地点において、新たに1日最大14,000m3の水道用水の取水を可能とする。									
	・工業用水道：五所川原市に対し、高瀬地点において、新たに1日最大10,000m3の工業用水の取水を可能とする。									
	・発電：津軽ダムの建設に伴って新設される津軽発電所において、最大出力8,500kWの発電を行う。									
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成19年度)以降において、氾濫の恐れのある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。									
	・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。									
事業の進捗状況	昭和63年度　実施計画調査着手 平成3年度　建設事業着手 平成5年度　基本計画告示(平成5年11月) 平成12年度　一般補償に関する協定締結(平成12年8月) 平成17年度　岩木川水系河川整備基本方針策定(平成17年5月)、基本計画第1回変更告示(平成17年7月) 平成18年度　岩木川水系河川整備計画策定(平成19年3月) 平成19年度　基本計画第2回変更告示(平成19年8月)、本体関連工事着手 平成22年度　本体コンクリート打設開始 平成22年度末までに事業費約747億円を投資。進捗率約46%(事業費ベース)									
事業の進捗の見込み	・津軽ダムの建設事業は、前回再評価時(平成19年9月)以降も本体工事及び付替道路などの関連工事が順調に進捗し、平成22年5月に本体コンクリート打設に着手した。4年後の平成27年度に試験湛水を開始し、平成28年度に津軽ダム建設事業が完了する見込みである。									
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・これまで付替道路ルート見直しなどコスト縮減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・堤防引堤、堤防嵩上げなど他の治水対策との比較を行った結果、現計画案(津軽ダムの建設)が優位となっている。									
対応方針	継続									
対応方針理由	津軽ダム建設事業については、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれることから、平成28年度の事業完成に向けて、引き続き事業を継続することを妥当とする。									
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・事業の継続は妥当と判断する。 <青森県の意見・反映内容> ・事業の継続に異存はありません。なお、事業の執行にあたっては、引き続き、一層のコスト縮減に努めて頂きますようお願いします。									

事業箇所位置図



事業名 (箇所名)	胆沢ダム建設事業			担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭			事業 主体	東北地方整備局		
実施箇所	岩手県奥州市胆沢区若柳										
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業										
事業諸元	ロックフィルダム ダム高 132.0m 堤体積 13,500千m3 総貯水容量 143,000千m3										
事業期間	昭和58年度実施計画調査着手/昭和63年度建設事業着手/平成25年度完成予定										
総事業費 (億円)	約2,440			残事業費(億円)		約284					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・北上川流域では、過去に明治43年9月洪水、昭和22年9月洪水(カスリン台風)、昭和23年9月洪水(アイオン台風)により甚大な浸水被害が発生している。近年においても、昭和56年8月洪水や平成10年8月洪水、平成14年7月洪水、平成19年9月洪水により、浸水被害が発生している。 M43年9月 前線 死者5人、流出102戸、全半壊98戸、浸水戸数7,912戸 S22年9月 カスリン台風 死者行方不明者242人、流出2,065戸、全半壊5,330戸、浸水戸数67,572戸 S23年9月 アイオン台風 死者行方不明者753人、流出1,440戸、全半壊2,678戸、浸水戸数62,583戸 S56年8月 台風 死者5人、全半壊34戸、浸水戸数3,041戸 H10年8月 前線＋台風 全壊3戸、浸水戸数1,067戸 H14年7月 前線＋台風 死者1人、全半壊13戸、浸水戸数3,432戸 H19年9月 前線 死者2人、浸水戸数783戸										
	・昭和48年から平成22年までの間で、4回の水道用水の不足が発生している。昭和57年から平成22年までの間で、17回のかんがい用水不足が生じており、特に平成元年以降は、3年に2回の頻度で取水制限や断水が発生している。 (かんがい) S57、S59、S60、H1、H2、H4、H6、H9、H11～H13、H16、H18～H22 取水制限(4～63日間)を実施。 (水道) S48、S59、S60、H6 水沢市・前沢町において給水車による給水又は断水を実施。										
	<達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、水道用水の供給、発電										
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。										
	便益の主な根拠 年平均浸水軽減戸数: 318戸 年平均浸水軽減面積: 364ha										
事業全体の投資効率性	基準年度			平成23年度							
	B:総便益(億円)	4,375	C:総費用(億円)	2,631	B/C	1.7	B-C	1,743	EIRR (%)	10.4	
残事業の投資効率	B:総便益(億円)	2,448	C:総費用(億円)	328	B/C	7.5					
感度分析	残事業費(+10%～-10%)			7.0 ～ 8.0			全体事業(B/C)				
	残工期(+10%～-10%)			- ～ -			1.6 ～ 1.7				
事業の効果等	・洪水調節: 胆沢ダムの建設される地点における計画高水流量2,250m3/sのうち、2,210m3/sの洪水調節を行う。										
	・流水の正常な機能の維持: ダム下流地点において概ね1.8m3/sを確保し、流水の正常な機能の維持と増進を図る。										
	・かんがい: 胆沢川沿岸の約9,700haの農地に対し、最大23,303m3/sの取水を可能とする。										
	・水道: 奥州金ヶ崎行政事務組合に対し、ダム地点において、新たに一日最大46,800m3の水道用水の取水を可能とする。										
	・発電: 胆沢ダムの建設に伴って新設される胆沢第三発電所及び胆沢第一発電所において、それぞれ最大出力1,500kW、14,200kWの発電を行う。										
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成19年度)以降、北上川流域内にある市町村の総人口に大きな変化はない。										
	・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。										
事業の進捗状況	昭和58年度 実施計画調査着手 昭和63年度 建設事業着手 平成2年度 基本計画告示(平成2年5月) 平成3年度 一般補償基準調印(平成4年2月) 平成12年度 基本計画第1回変更告示(平成12年6月) 平成14年度 本体関連工事着手 平成18年度 北上川水系河川整備基本方針策定(平成18年11月) 平成22年度 堤体盛立完了 平成22年度末までに事業費約1,994億円を投資。進捗率約82%(事業費ベース)										
事業の進捗の見込み	・胆沢ダム建設事業は、前回再評価(平成19年8月)以降も本体工事及び付替道路などの関連工事が順調に進捗し、平成22年5月に堤体盛立が完了している。 ・平成24年度には、試験湛水を開始し、平成25年度末に胆沢ダム建設事業が完了する見込みである。										
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・これまで堤体設計の見直しなどコスト縮減に努めている。										
	<代替案立案の可能性> ・河道掘削、堤防嵩上げなど他の治水対策との比較を行った結果、現計画案(胆沢ダムの建設)が優位となっている。										
対応方針	継続										
対応方針理由	胆沢ダム建設事業については、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれること等から、平成25年度の事業完成に向けて、引き続き事業を継続することを妥当とする。										
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・対応方針(原案)どおり「事業継続」が妥当である。										
	<岩手県、宮城県の意見・反映内容> (岩手県)・事業の継続に異議はありません。北上川水系における治水対策は、一閑遊水池の周囲堤体完成など一定の成果が図られていますが、無堤地区も未だ存在し、出水の度に冠水する地域もあることから、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、着実な事業の推進を図り、早期完成に努められるようお願いいたします。なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業の推進に努められるようお願いいたします。 (宮城県)・事業の継続実施に異議はありません。										

事業箇所位置図



事業名 (箇所名)	ハッ場ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	関東地方整備局								
実施箇所	群馬県吾妻群長野原町、東吾妻町														
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業														
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=約116m 堤頂長=約291m ・総貯水容量 107,500千m3、有効貯水容量 90,000千m3														
事業期間	昭和42年度実施計画調査着手/昭和45年度建設事業着手/平成27年度完成予定 ※														
総事業費 (億円)	約4,600 ※			残事業費(億円)		約889 ※									
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・利根川水系では、近年においても洪水被害が発生している。 ・利根川本川では、昭和47年から平成13年までに渇水(取水制限)が発生している。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規都市用水の供給(水道用水・工業用水)、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。														
便益の主な根拠	・年平均浸水軽減戸数 : 964戸 ・年平均浸水軽減面積 : 40ha														
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度												
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		11,758※		C:総費用(億円)		3,442※		B/C	3.4※	B-C	8,316※	EIRR(%)	8.5※	
感度分析	B:総便益(億円)		11,680※		C:総費用(億円)		510※		B/C	22.9※					
	残事業費(+10%~-10%)		21.1		～		25.1		3.4		～		3.5		
	残工期(+10%~-10%)		-		～		-		-		～		-		
	資産(-10%~+10%)		20.7		～		25.1		3.1		～		3.7		
事業の効果等	・洪水調節:ダム地点における計画高水流量3,900m3/sのうち、2,400m3/sの洪水調節を行うことが可能となる。 ・流水の正常な機能の維持:吾妻川(名勝吾妻峡)における流水の正常な機能の維持と増進を行うことが可能となる。 ・新規都市用水の供給:新たに水道用水、工業用水の供給を行う。 水道用水:群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、茨城県に最大21,389m3/sの供給が可能となる。 工業用水:群馬県、千葉県に最大0.82m3/sの供給が可能となる。 ・発電:ハッ場ダム建設によって新設されるハッ場発電所において、最大出力11,700kwの発電を行うことが可能となる。														
社会経済情勢等の変化	・現在、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところであるが、検証が終了するまでの間は新たな段階(本体工事)に入らず、現在の段階(転流工)を継続することとし、移転補償や付替道路等の生活再建事業を実施している。 ・平成17年度から平成22年度までの間は、利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含み市区町村の人口及び利根川・荒川水系におけるフルプラン対象市区町の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。 ・各事業主体が行う水道用水、工業用水の事業評価では、「事業継続」の評価を受けている。														
事業の進捗状況	昭和42年11月 実施計画調査着手 昭和61年7月 基本計画告示 平成13年9月 第1回基本計画変更 平成16年9月 第2回基本計画変更 平成20年9月 第3回基本計画変更 平成21年10月 本体工事入札手続き中止 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 平成23年3月末時点の進捗率 約77%(事業費ベース)														
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ・造成を進めている代替地には既に関係者の移転が進み、それと同時に国道145号等の付替道路も供用を開始しており、移転先での生活に向けた基盤整備が進捗している。また、現地では代替地での移転を前提としたまちづくりが地元及び関係自治体により進められている。														
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・平成16年度より国、関係自治体、利水者からなる「ハッ場ダム建設事業のコスト管理等に関する連絡協議会」を設置し、コスト縮減の達成状況等の協議を行いながら、事業費等の管理を進めている。 <代替案立案等の可能性> ・利根川水系は、全国でも有数の広大な流域面積であり、流入する支川も多く、さらに流路延長が長い特徴を有しています。このため、それぞれの地域の特性にあった治水対策を講ずることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが水系の治水の基本であるとの考えのもと、計画が立案されている。 ・また、現時点で堤防が概成し、その位置、高さを前提として橋梁等が整備されているとともに、高度な土地利用が進んでいること、さらに、掘削による大量の掘削土の発生や構造物(橋梁、樋門等)の改築が必要となること等を踏まえ、社会的影響、河川環境の改变、将来の河道の維持を考慮し、上流における洪水調節量と河道整備流量との分担が決定されている。このような考えの下、他の方策に比べ、ハッ場ダムの方が有利と判断し、事業を実施している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)														
対応方針	継続														
対応方針理由	ダム事業の検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであり、その結果を得るまでの間は、新たな段階に入らず、現在の段階(転流工)を継続し、生活再建事業を進めることを妥当とする。														
その他	<※印箇所の説明>今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> ・審議の結果、対応方針(原案)のとおり、「新たな段階には入らず、生活再建事業を継続する」ことを了承する。 <群馬県の意見・反映内容> 対応方針案は、特定多目的ダム法の基本計画どおりダム事業が完成するよう、「事業を継続する」とし、「新たな段階に入らず現段階」を削除すべきである。また、次の事項について、強く申し入れる。 1 ハッ場ダム建設に関する検証作業については一日も早く検証結果を出し、今年秋とはいわず、国民を洪水から守り、安定した利水の確保に必要なダム本体を計画どおり完成させること。 2 検証項目毎に今後のスケジュール(工程表)を明らかにすること。 3 生活再建をめざしている人々が、不安や不便を来すことがないよう、生活再建事業を早期に完成すること。 <埼玉県の意見・反映内容> 昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は県民の安心安全を確保する上で大変重要な課題です。コストや工期等の観点からハッ場ダムに代わる治水対策案はないものと考えています。また、都市用水の安定的な供給の面からも必要不可欠な施設です。したがって、速やかに検証作業を終了させ、1日も早く本体工事に着手し、基本計画どおり完成させるよう強くお願いします。 <東京都の意見・反映内容> ハッ場ダムは首都圏の治水・利水に必要な不可欠な施設であり、早期にダム本体を完成させるよう、一刻も早く検証を終了させ、直ちに本体工事を着工すべきである。予定通り平成27年度までにハッ場ダムを完成させるよう、事業の継続を強く願います。 <千葉県の意見・反映内容> 検証については、最大限早い時期に結論を出すべきであり、ハッ場ダム建設事業は、本県にとって治水・利水上、必要不可欠な施設であることから、コスト縮減を図るとともに平成27年度末までに完成するよう工程管理の徹底を強く要望します。 <茨城県の意見・反映内容> ハッ場ダム建設事業は、本県にとって治水・利水上必要な事業であることから、早期に検証を終了させ、基本計画どおり平成27年度の完成を強く要望いたします。なお、事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減をはかるようお願いいたします。 <栃木県の意見・反映内容> 検証作業を早期に終了し、計画どおり完成させるよう要望する。														
	- 7 -														

ハツ場ダム位置図



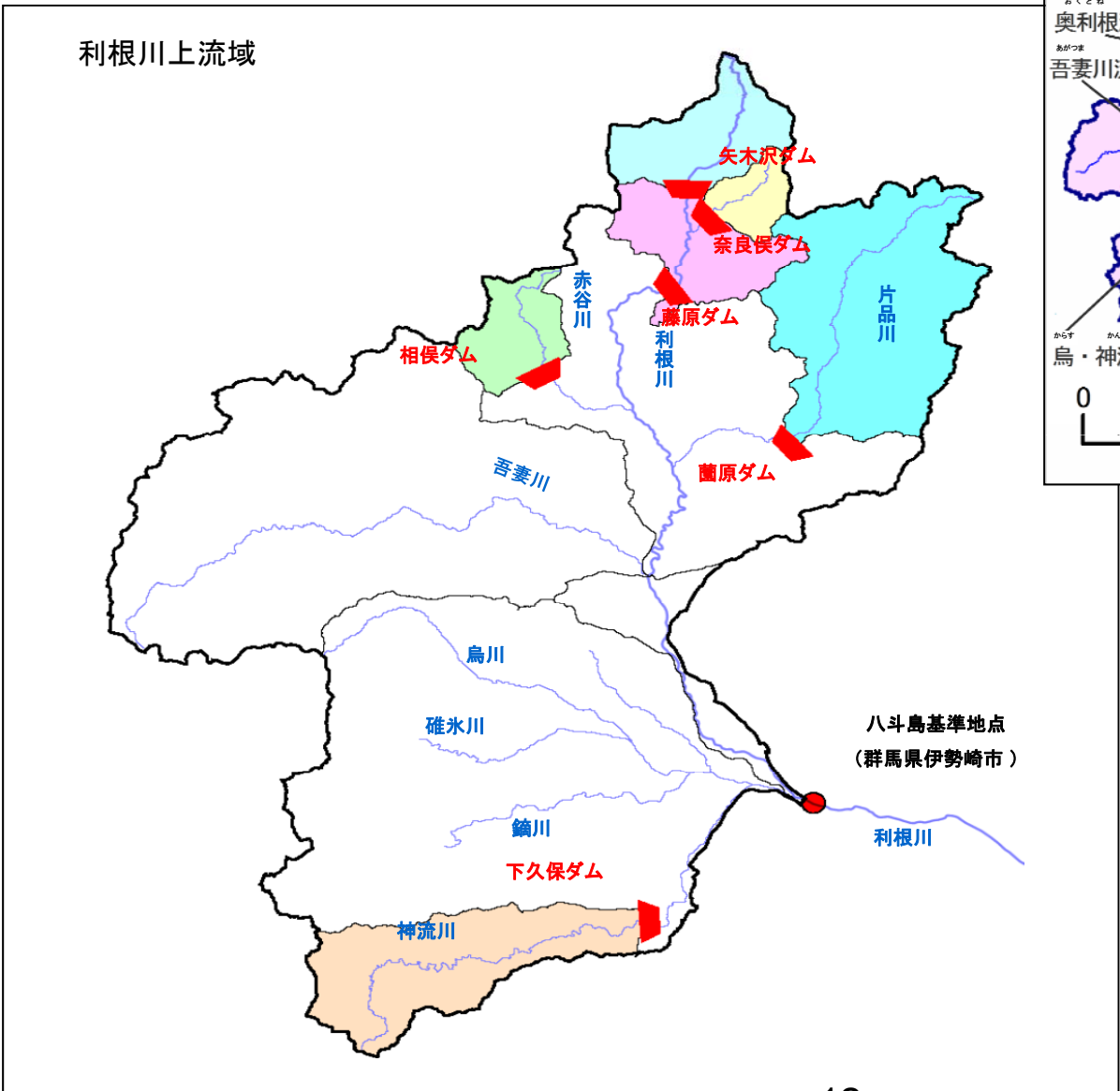
事業名 (箇所名)	霞ヶ浦導水事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭		事業 主体	関東地方整備局		
実施箇所	茨城県稲敷市～茨城県水戸市								
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業								
事業諸元	形式:導水トンネル 延長:那珂導水路 約43km、利根導水路 約2.6km								
事業期間	昭和51年度実施計画調査着手/平成27年度完成予定※								
総事業費 (億円)	約1,900※			残事業費(億円)		約420※			
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・茨城県・千葉県・栃木県は湖沼水質保全計画を策定し水質改善に取り組んでいるが、未だ計画目標(GOD5.0mg/l前半)を達成できていない状況である。 ・桜川・千波湖の水質について、桜川清流ルネサンスⅡを策定し水質改善等を実施しているが、依然として夏季の水質は非常に悪く、アオコが発生している。その結果、景観障害・悪臭の発生等、親水性が損なわれており早急な水質改善が望まれている。 ・利根川の濁水は、過去の実績から7月から9月の夏季に多く発生している。一方、那珂川の濁水は、過去の実績から4月から5月の春季に多く発生している。								
	＜達成すべき目標＞ ・水質浄化、河川の水量確保、新規都市用水の供給(水道用水・工業用水)								
	＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する								
便益の主な根拠	年間利用者の増加数: 霞ヶ浦 約2,694千人(推定) 千波湖 約290千人(推定)								
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度						
	B:総便益(億円)	2.105※	C:総費用(億円)		1,878※	B/C	1.1※	B-C	227※
残事業の投資効率	B:総便益(億円)	2.071※	C:総費用(億円)		354※	B/C	5.9※		
感度分析	残事業費(+10%～-10%)		5.5 ～ 6.2		全体事業(B/C)※		1.1 ～ 1.1		
	残工期(+10%～-10%)		- ～ -				- ～ -		
	資産(-10%～+10%)		5.9 ～ 5.9				1.1 ～ 1.1		
	(残工期が4年のため感度分析を行っていない)								
事業の効果等	・那珂川と利根川から霞ヶ浦(西浦)に浄化用水を導水することにより、湖水に流入する河川よりもCOD、全窒素濃度、及び全リン濃度が低いものが導水されることにより、湖水の希釈及び交換が促進され霞ヶ浦の水質が改善される。								
社会経済情勢等の変化	・霞ヶ浦の水質は、COD9.5mg/l(H22年平均値)であり、環境基準COD3.0mg/lを大きく上回っている。また、茨城県・千葉県・栃木県は湖沼水質保全計画を策定し水質改善に取り組んでいるが、未だ計画目標(COD5.0mg/l前半)を達成できていない状況である。 ・霞ヶ浦導水事業にかかる那珂樋管の建設工事について、平成21年3月3日に、漁業権に基づき、茨城県那珂川4漁協(那珂川、那珂川第1、緒川、大瀬沼)・栃木県那珂川漁協連合会(南部、中央、茂木、北部)が工事を続行し、使用してはならないことを求め、水戸地方裁判所に提訴している。 ・平成19年度以降の茨城県等から霞ヶ浦導水事業促進についての要望が出されている。								
事業の進捗状況	昭和51年4月 実施計画調査に着手 昭和59年4月 建設事業に着手 昭和60年7月 事業計画の策定 平成5年8月 第1回事業計画変更 平成13年9月 第2回事業計画変更 平成14年10月 第3回事業計画変更 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象事業となる 平成23年3月末時点の進捗率は約78%(事業費ベース)。								
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。								
コスト縮減や代替案立案等の可能性	＜コスト縮減＞ ・霞ヶ浦導水事業では、コスト縮減の取り組みとして平成21年よりコスト連絡協議会を開催し、コスト縮減を図っている。 ＜代替案立案の可能性＞ ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、霞ヶ浦導水事業が有利と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)								
対応方針	継続								
対応方針理由	・ダム事業の検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであり、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、必要最小限の予算により施設の維持、定期的な調査を継続することを妥当とする。								
その他	＜※印箇所の説明＞今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 ＜第三者委員会の意見・反映内容＞ 審議の結果、対応方針(原案)のとおり、「新たな段階には入らず、必要最上限の施設の維持、定期的な調査を継続」ことを了承する。 ＜茨城県の意見・反映内容＞ 霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦、桜川(千波湖)の水質浄化や本県の利水に必要な事業であることから、早期に検証を終了させ、予定されている平成27年度の完成を強く要望します。なお、事業実施にあたってはより一層のコスト縮減を図るようお願いいたします。 ＜千葉県の意見・反映内容＞ 検証については、最大限早い時期に結論を出すべきであり、霞ヶ浦導水事業は、本県にとって治水・利水上、必要不可欠な施設であることから、コスト縮減を図るとともに平成27年度末までに完成するよう工程管理の徹底を強く要望します。								

事業箇所位置図【霞ヶ浦導水】



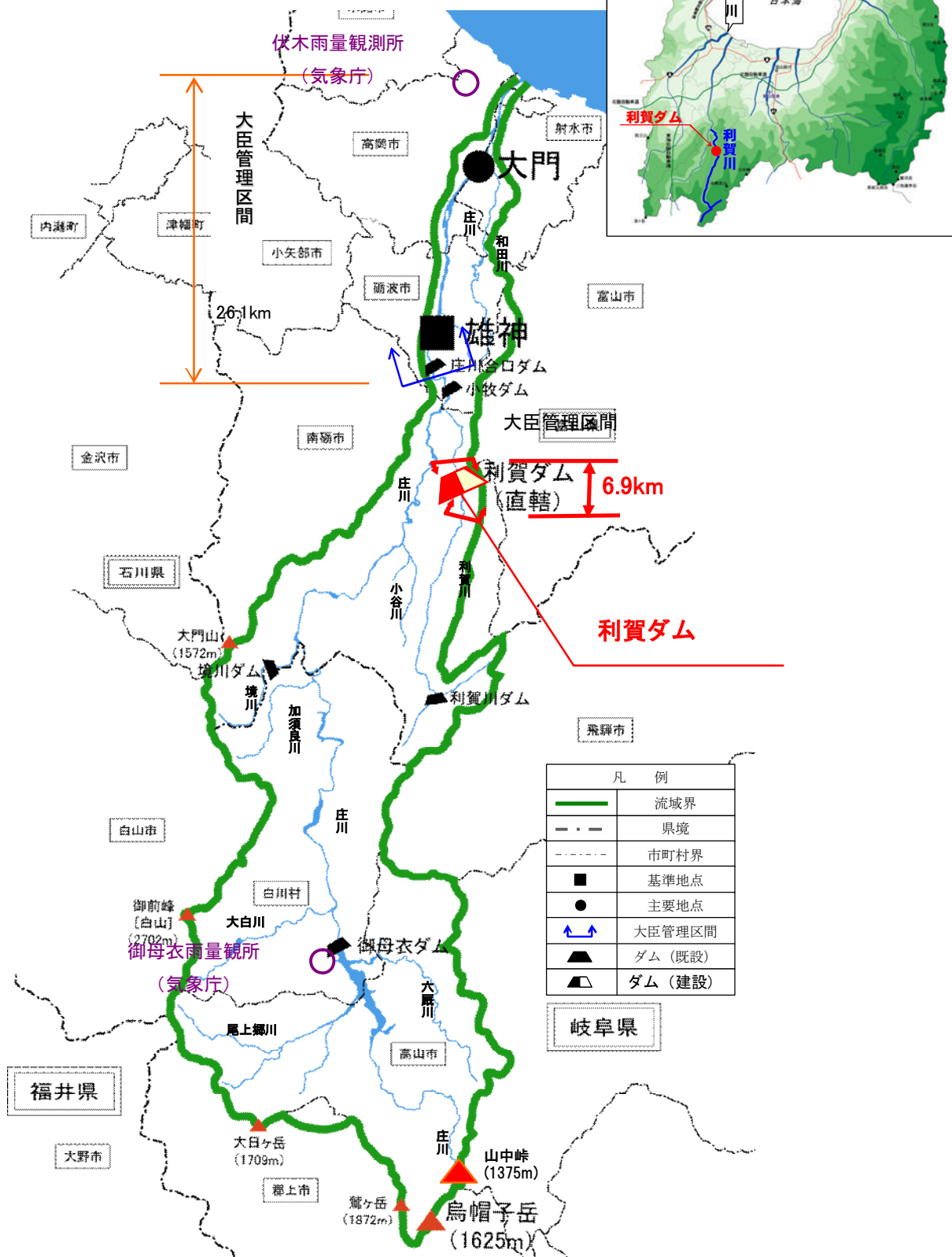
事業名 (箇所名)	利根川上流ダム群再編事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭		事業 主体	関東地方整備局													
実施箇所	群馬県沼田市、藤岡市、利根郡みなかみ町 埼玉県児玉郡神川町																			
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業																			
事業諸元	・既存ダム施設の容量振替 ・既設ダム施設の嵩上げ ・洪水調節方式の変更 ・湖岸裸地の緑化																			
事業期間	平成14年度実施計画調査着手																			
総事業費 (億円)	—		残事業費(億円)		—															
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・現在までに完成した利根川上流ダム群は、昭和30年代半ばの首都圏の人口増加による水需要の増加など、建設時の社会的必要性から順次整備が進められてきたものであり、治水、利水の目的を達成する上で流域全体のダム群としてとらえると必ずしも最適なものとなっていない。 ・利根川における洪水被害については、近年でも、平成10年9月、平成13年9月、平成14年7月、平成16年10月、平成19年9月に被害の大きい洪水が発生している。 <達成すべき目標> ・利根川上流域の既設ダム群を有効活用することで治水機能の強化を図り、下流の洪水被害を軽減する。 ・ダム湖岸裸地の縮減、ダム下流河川における無水・減水区間の解消等、環境改善を図る。 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する																			
便益の主な根拠	—																			
事業全体の投資効率性	基準年度		—																	
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		—		C:総費用(億円)		—		B/C		—		B-C		—		EIRR(%)		—	
感度分析	B:総便益(億円)		—		C:総費用(億円)		—		B/C		—									
事業の効果等	残事業費(+10%~-10%)		—		残工期(+10%~-10%)		—		資産(+10%~-10%)		—		残事業(B/C)		—		全体事業(B/C)		—	
	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
社会経済情勢等の変化	・利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市区町村の人口は、ほぼ横ばいであり大きな変化はない。																			
事業の進捗状況	・平成14年度 実施計画調査に着手 ・平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 ・これまで実施した地質調査等の結果、①藤原ダム、蘭原ダム、下久保ダムについては、ある程度高さがあれば嵩上げが可能、②相俣ダムについては、ダムサイト左岸の尾根全体に未固結な火山堆積物が分布しているため大規模な止水対策が必要となることから、嵩上げはコスト面から困難であることが判明した。																			
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を進めているところ。																			
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・ダム群の再編と効率的な洪水調節方式の採用を踏まえた施設の改造に対し、コスト縮減に取り組んで行く。 <代替案立案等の可能性> ・利根川水系は、全国でも有数の広大な流域面積であり、流入する支川も多く、さらに流路延長が長い特徴を有している。このため、それぞれの地域の特性にあった治水対策を講ずることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが水系の治水の基本であるとの考えのもと、計画が立案されている。 ・また、現時点で堤防が概成し、その位置、高さを前提として橋梁等が整備されているとともに、高度な土地利用が進んでいること、さらに、掘削による大量の掘削土の発生や構造物(橋梁、樋門等)の改築が必要となること等を踏まえ、社会的影響、河川環境の改変、将来の河道の維持を考慮し、上流における洪水調節量と河道整備流量との分担が決定されている。 ・このような考えの下、既存ストックを有効活用する事業であることから、他の方策に比べ、利根川上流ダム群再編の方が有利と判断し、事業を実施しているところである。 (現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)																			
対応方針	継続																			
対応方針理由	・利根川上流ダム群再編事業については、ダム事業の検証対象ダムとして、新たな評価軸に基づく検討を進めることとしているが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(調査・地元説明)を継続することが妥当とする。																			
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・審議の結果、対応方針(原案)のとおり、「新たな段階には入らず、調査・地元説明を継続する」ことを了承する。 <群馬県の意見・反映内容> 事業の継続は了解するが、以下の点に留意を願いたい。 ・各ダムの貯水池及びその周辺の環境に大きな影響を与えないような計画にすること。 ・地元市町村や地元関係者に十分な情報提供を行いながら、調査、計画を進めること。 <埼玉県の意見・反映内容> ・昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は県民の安心安全を確保する上で大変重要な課題です。 ・利根川上流ダム群の再編は、利根川の治水安全度向上のための方策の一つと考えますので、早期に検証を進め、具体的な再編計画案を示していただきたい。																			

■利根川上流ダム群再編事業位置図



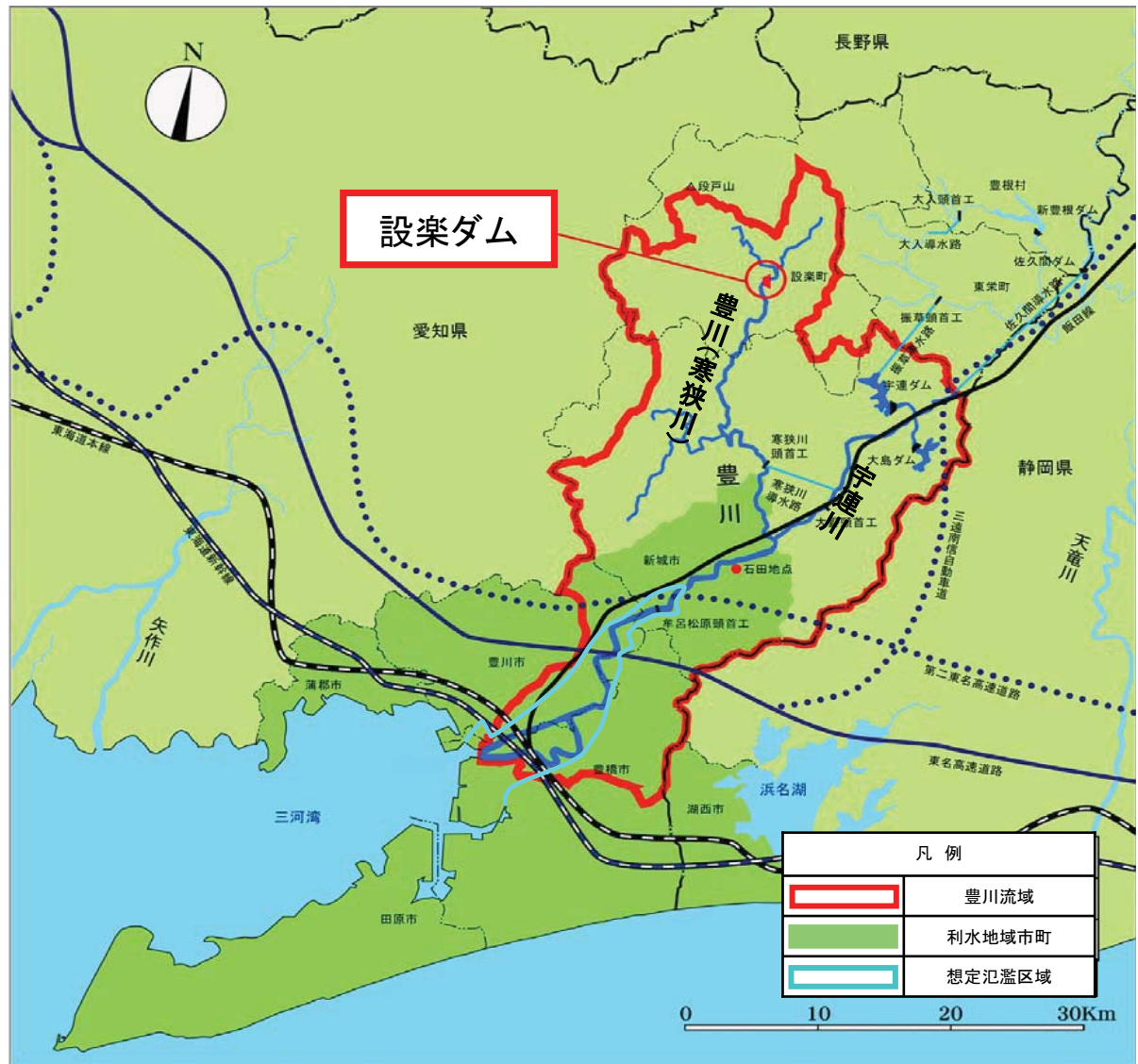
事業名 (箇所名)	利賀ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭	事業 主体	北陸地方整備局			
実施箇所	富山県南砺市利賀村								
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業								
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=112.0m 堤頂長L=232.0m ・総貯水量 31,100千m ³ ・有効貯水量 26,400千m ³								
事業期間	平成元年度実施計画調査着手/平成5年度建設事業着手/平成34年度完成予定※								
総事業費 (億円)	約1,150※		残事業費(億円)		約787※				
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・昭和9年7月、平成16年10月に被害の大きな洪水が発生しており、平成16年10月洪水では、大門地点において危険水位を上回る戦後最大の水位を記録し、堤防に多大な被害が発生したほか、高岡市・新湊市(現 射水市)・大門町(現 射水市)などで1,400世帯、2,840人に避難勧告が出された。 ・平成6年の渇水では農業用水の自主的節水が行われるなど、渇水時には、かんがい用水の取水や魚類等の生息・生育環境への影響が発生している。								
	＜達成すべき目標＞ ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水の供給								
	＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標・水害等災害による被害の軽減 ・施策目標・水害・土砂災害の防止・減災を推進する								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 71戸 年平均浸水軽減面積: 14ha								
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度						
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		2,216※		C:総費用(億円)		1,206※	B/C	
	B:総便益(億円)		1,886※		C:総費用(億円)		702※	B/C	
感度分析			残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※				
	残事業費(+10%～-10%)		2.5	～ 2.9	1.8	～ 1.9			
	残工期(+10%～-10%)		2.6	～ 2.7	1.8	～ 1.9			
	資産(-10%～+10%)		2.5	～ 2.9	1.7	～ 2.0			
事業の効果等	・洪水調節: 利賀ダムが建設される地点における計画高水流量770m ³ /sに対し、500m ³ /sを調節する。 ・流水の正常な機能の維持: 庄川合口用水ダム下流地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年で概ね8.4m ³ /sであり、渇水により不足する水を利賀ダムより補給する。 ・富山県に対し新たに8,640m ³ /日の工業用水の取水を可能とする。								
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降、庄川流域の関係市町村では人口、世帯数ともに大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。								
事業の進捗状況	平成元年度 実施計画調査に着手 平成5年度 建設事業に着手 平成6年度 利賀ダム建設に関する基本計画告示(平成6年11月) 平成19年度 庄川水系河川整備基本方針告示(平成19年7月) 平成20年度 庄川水系河川整備計画策定(平成20年7月) 平成20年度 利賀ダム建設に関する基本計画一部変更告示(平成21年3月) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 平成22年度末までに事業費約347億円を投資。進捗率約30%(事業費ベース)								
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。								
コスト縮減や代替案立案等の可能性	＜コスト縮減＞ ・工事用道路の施工に際し、新技術の導入を積極的に行うことや、毎年の事業進捗状況、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関として「利賀ダム建設事業監理委員会」を設置し、これらの意見を踏まえ、今後も引き続き工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、コスト縮減に努める。 ＜代替案立案の可能性＞ ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、利賀ダムの建設が最適と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行う事としている。)								
対応方針	継続								
対応方針理由	・利賀ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することを妥当する。								
その他	＜※印箇所の説明＞今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 ＜第三者委員会の意見・反映内容＞ 北陸地方整備局の再評価及び「新たな段階には入らず、現段階(生活再建)の事業を継続する」対応方針(原案)は妥当。 ＜富山県の意見・反映内容＞ 事業継続に同意する。なお、今後とも、コスト縮減に努め、早期に効果が発現されるよう整備促進に格段の配慮を願いたい。								

位置図



事業名 (箇所名)	設楽ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭	事業 主体	中部地方整備局				
実施箇所	愛知県北設楽郡設楽町									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高129m 堤頂長L=380m 総貯水量98,000千m ³ 有効貯水量92,000千m ³									
事業期間	昭和53年度実施計画調査着手/平成15年度建設事業着手/平成32年度完成予定 ※									
総事業費 (億円)	約2,070 ※			残事業費(億円)	約1,763 ※					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・豊川では、戦後最大の洪水として記録された昭和44年8月洪水では、旧一宮町(現豊川市)などで全壊流出7棟、半壊・床上浸水919棟、床下浸水838棟の甚大な被害が発生した。 ・豊川用水事業(宇連ダム等)、豊川総合用水事業(大島ダム等)が完成したが、現在でも度々渇水に見舞われている。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい、水道 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
	便益の主な根拠									
	年平均浸水軽減戸数: 633戸 年平均浸水軽減面積: 217ha									
	事業全体の投資効率性									
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度							
	B:総便益(億円)	4,968※	C:総費用(億円)	1,782※	B/C	2.8※	B-C	3,186※	EIRR(%)	18.2※
残事業の投資効率	B:総便益(億円)	4,653※	C:総費用(億円)	1,432※	B/C	3.2※				
感度分析			残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※					
	残事業費(+10%~-10%)		3.1	~ 3.5	2.7 ~ 2.9					
	残工期(+10%~-10%)		3.2	~ 3.3	2.7 ~ 2.8					
	資産(-10%~+10%)		3.0	~ 3.5	2.6 ~ 3.0					
事業の効果等	・洪水調節: 設楽ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒1,490m ³ のうち、毎秒1,250m ³ の洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持: 河川流量を増加させ、河川環境を保全するとともに、既得用水の取水の安定化を図る。 ・かんがい: 愛知県東三河地域の農地約17,200haに対するかんがい用水として、新たに毎秒0.339m ³ (年平均)の取水を可能とする。 ・水道: 愛知県東三河地域の水道用水として、新たに毎秒0.179m ³ の取水を可能とする。									
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、東三河地域の人口総数に大きな変化はない。 ・設楽ダムは、東三河地域のかんがい用水及び水道用水の安定供給水源として位置づけられており、その供給を行う豊川用水施設の幹線水路等については、老朽化等に対処するため、平成27年度の完成を目指して、同施設の改築を行っている。									
事業の進捗状況	昭和53年4月 実施計画調査に着手 平成13年11月 豊川水系河川整備計画を策定 平成15年4月 建設事業に着手 平成18年4月 豊川水系河川整備計画を一部変更 平成20年10月 特定多目的ダム法に基づく「設楽ダム基本計画」を告示 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 ・平成22年度末までに事業費約272億円を投資。進捗率約13%(事業費ベース)									
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。									
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> 学識経験者等の委員で構成する、「設楽ダム事業費等監理委員会」を設置し、各年度の予算と事業内容、コスト縮減策等について意見を頂いている。 <代替案立案の可能性> 従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、社会的影響等の観点から、設楽ダムの建設が最適と判断している。 (現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)									
対応方針	継続									
対応方針理由	設楽ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することを妥当とする。									
その他	<※印箇所の説明> 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行った上で、その後の検討を行い、改めて「事業の継続又は中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> ・審議の結果、対応方針(原案)のとおり、「新たな段階には入らず、生活再建事業を継続する」ことを了承する。 <愛知県の意見・反映内容> ・「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。 ・水没者等が、安心して速やかに生活再建に取り組むことができるよう、用地補償等の生活再建対策の着実な推進をお願いしたい。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づくダム検証の着実な実施をお願いしたい。 ・なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。									

設楽ダム位置図



事業名 (箇所名)	新丸山ダム建設事業			担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭		事業 主体	中部地方整備局			
実施箇所	左岸:岐阜県可児郡御嵩町 右岸:岐阜県加茂郡八百津町 (木曽川水系木曽川)										
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業										
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=122.5m 堤頂長L=382.0m ・総貯水容量 146,350千m3、有効貯水容量 105,220千m3										
事業期間	昭和55年度実施計画調査着手/昭和61年度建設事業着手/平成28年度完成予定※										
総事業費 (億円)	約1,800※			残事業費(億円)		約1,151※					
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・木曽川では、昭和36年6月洪水、昭和38年9月洪水、昭和47年7月洪水、昭和58年9月洪水などの洪水が発生している。 ・特に、既往最大洪水となった昭和58年9月洪水では、美濃加茂市、坂祝町などで甚大な被害が発生した。 ・木曽川水系では、渇水が頻繁に発生しており、特に平成6年の渇水時には木曽川本川が枯渇して川底が露出する等、河川環境に多大な影響が生じた。 ＜達成すべき目標＞ ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、発電 ＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する。										
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数 : 1,750戸 年平均浸水軽減面積 : 332ha										
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度								
	B:総便益 (億円)	11,871※	C:総費用(億円)		2,365※	B/C	5.0※	B-C	9,506※	EIRR (%)	
残事業の投資効率	B:総便益 (億円)	11,016※	C:総費用(億円)		1,336※	B/C	8.2※				
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※						
	残工期(+10%~-10%)		7.7 ~ 8.9		4.8 ~ 5.2						
	資産(-10%~+10%)		8.1 ~ 8.4		4.9 ~ 5.1						
			7.5 ~ 9.0		4.6 ~ 5.4						
事業の効果等	・洪水調節:戦後最大洪水となる昭和58年9月洪水に対して、新丸山ダムにより約3,200m³/sの洪水調節を行い、あわせて樹木伐採と堤防補強を行うことにより、洪水を安全に流下させることが可能となる。 ・流水の正常な機能の維持:不特定容量1,500万m³を確保し、既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給とあわせて、既得取水の安定化を図るとともに、木曽成戸地点において河川環境の保全等のために必要な流量の一部である40m3/sを確保する。 ・発電:既設の丸山発電所及び新丸山発電所において発電を行う。										
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成17年度)以降において、木曽川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市町村の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。										
事業の進捗状況	・昭和55年度 実施計画調査着手 ・昭和61年度 建設事業に着手 ・平成2年度 新丸山ダム基本計画告示(平成2年5月) ・平成17年度 新丸山ダム基本計画変更(平成17年6月) ・平成19年度 木曽川水系河川整備計画策定(平成20年3月) ・平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 ・平成22年度末までに事業費約643億円を投資。進捗率約36%(事業費ベース)										
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。										
コスト縮減や代替案立案等の可能性	＜コスト縮減＞ ・学識経験者等の委員で構成する、「新丸山ダム事業費等監理委員会」を設置し、各年度の予算と事業内容、コスト縮減策等について意見を頂いている。 ＜代替案立案の可能性＞ ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、社会的影響等の観点から、新丸山ダムの建設が最適となっている。なお現時点において前回評価時からの事業を巡る社会的経済情勢等の大きな変化は見られない。なお、現時点において前回評価時からの事業を巡る社会的経済情勢等の大きな変化は見られない。 (現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)										
対応方針	継続										
対応方針理由	新丸山ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することを妥当とする。										
その他	〔※印箇所の説明〕今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 〈第三者委員会の意見・反映内容〉 ・審議の結果、対応方針(原案)のとおり、「新たな段階には入らず、生活再建事業を継続する」ことを了承する。 〈岐阜県の意見・反映内容〉 ・対応方針(原案)案のとおり、事業継続について異存ありません。なお、今後の事業の実施にあたっては、下記内容についてご配慮願います。 ・事業費については、最新技術の活用も含めて、徹底したコスト縮減に努められたい。 ・検証の実施にあたっては、水没地を抱える関係地方公共団体や住民等の意見をよく聞き進められたい。 ・生活再建工事の一環である付替道路については、当初計画どおりに推進されたい。 〈愛知県の意見・反映内容〉 ・「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づくダム検証の着実な実施をお願いしたい。 ・なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減などより効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。 〈三重県の意見・反映内容〉 ・新丸山ダムは、下流三重県域のゼロメートル地帯における水位低減効果と渇水時の地盤沈下対策として必要な施設です。 ・今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、速やかに検証を進めるとともに、事業の実施にあたっては、効率的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。										

概要図（位置図）

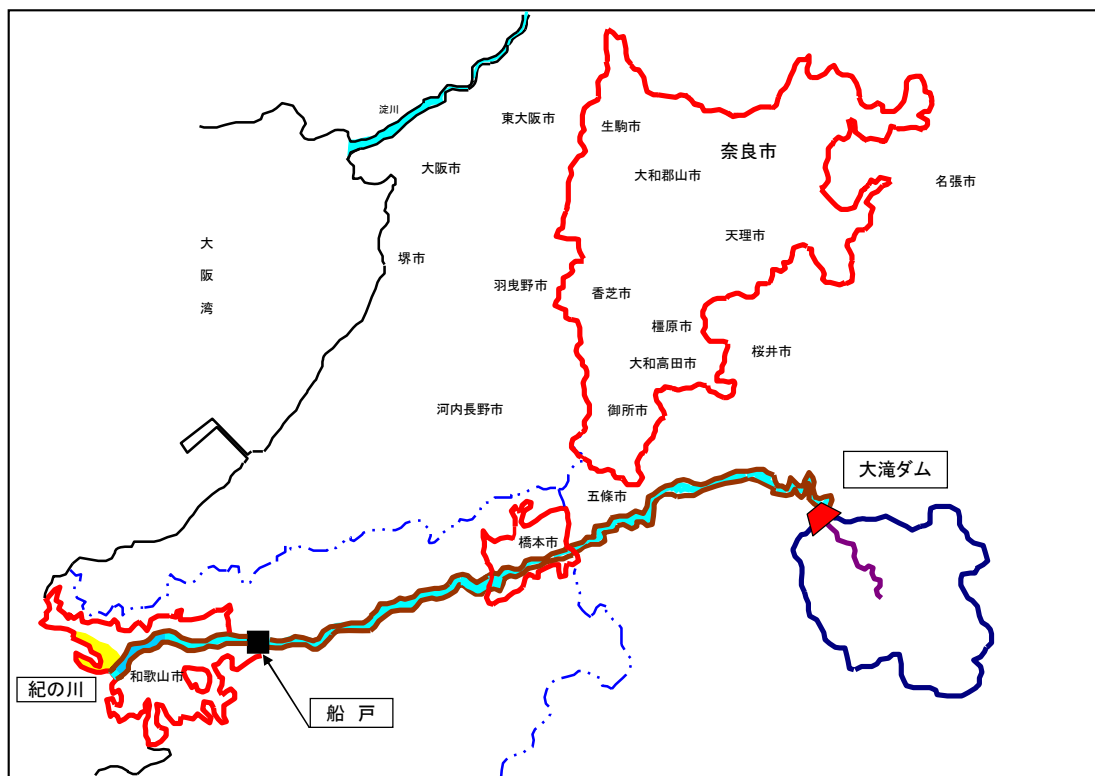


位置図



事業名 (箇所名)	大滝ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭			事業 主体	近畿地方整備局						
実施箇所	奈良県吉野郡川上村													
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業													
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=100.0m 堤頂長L=315.0m ・総貯水量 84,000千m3 ・有効貯水量 76,000千m3													
事業期間	昭和37年度実施計画調査着手/昭和40年度建設事業着手/平成24年度完成予定													
総事業費 (億円)	約3,640			残事業費(億円)		約22								
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和34年9月の伊勢湾台風では死傷者71名、家屋の全半壊347戸、床上浸水3,180戸、床下浸水1,917戸等の甚大な被害が発生しているほか、昭和57年、平成2、9年などに浸水被害が発生している。 ・平成2、6、7、13、14、17年に漏水が発生しており、安定取水が困難となっている。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、工業用水の供給、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する													
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 平成25年～平成52年 1,830戸、平成53年～平成74年 1,998戸 年平均浸水軽減面積: 平成25年～平成52年 395ha、平成53年～平成74年 284ha													
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度											
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		17,648		C:総費用(億円)		6,560		B/C	2.7	B-C	11,088	EIRR(%)	6.6
感度分析	B:総便益(億円)		17,539		C:総費用(億円)		124		B/C	141.9				
事業の効果等	残事業費(+10%～-10%)		140.0		～ 143.8		2.7		～ 2.7		(残工期が1年のため感度分析は行っていない)			
社会経済情勢等の変化	残工期(+10%～-10%)		—		—		—		—					
事業の進捗状況	資産(-10%～+10%)		128.1		～ 155.7		2.4		～ 3.0					
事業の進捗の見込み	昭和37年度 実施計画調査着手		昭和40年度 建設事業着手		昭和47年度 大滝ダムの建設に関する基本計画告示(昭和47年4月)		昭和52年度 大滝ダムの建設に関する基本計画(第1回変更)(昭和53年3月)		昭和62年度 大滝ダムの建設に関する基本計画(第2回変更)(昭和63年2月)		平成11年度 大滝ダムの建設に関する基本計画(第3回変更)(平成12年3月)		平成14年度 大滝ダムの建設に関する基本計画(第4回変更)(平成14年11月)	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	平成17年度 大滝ダムの建設に関する基本計画(第5回変更)(平成17年6月)		平成17年度 紀の川水系河川整備基本方針策定(平成17年11月)		平成20年度 大滝ダムの建設に関する基本計画(第6回変更)(平成20年7月)		平成22年度末までに事業費約3,557億円を投資。進捗率約98%(事業費ベース)		※本体は完成済み					
対応方針	大滝ダム建設事業は、平成23年度に大滝ダム地すべり対策工事を完成させ、貯水池斜面及びダム堤体の安定性を確保・確認しながら試験湛水を実施し、平成24年度の完了を目指す。													
対応方針理由	<コスト縮減>		・大滝ダム事業では、これまで新技術を活用するなどコスト縮減を図り、ダム建設における計画・工事を進めてきた。											
その他	<代替案立案の可能性>		・既往検討結果では、コストや社会的な影響等の観点から、大滝ダムの建設が最適と判断している。											
対応方針	継続													
対応方針理由	大滝ダム建設事業については、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれることから、平成24年度の事業完成に向けて、引き続き「事業を継続」することを妥当とする。													
その他	<第三者委員会の意見> 「大滝ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおりに「事業継続」でよいと判断される。 <奈良県の意見> 紀ノ川(吉野川)は、昭和34年の伊勢湾台風を始め、これまでたび重なる洪水被害が発生しております。また、洪水被害だけでなく、近年、漏水問題が頻発しており、県民への安定した生活用水供給のためには、大滝ダムによる安定した水源の確保が重要となっています。本県にとって、大滝ダムは、治水・利水両面で必要不可欠なダムであり、事業の継続をお願いします。なお、事業の実施に当たっては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いいたします。 <和歌山県の意見> 大滝ダムは、洪水被害の防御並びに水資源の確保を図り、流域住民の安全を確保するため重要な施設であり、対応方針(原案)のとおりに事業継続が妥当と考えます。なお、事業実施にあたっては、あらゆる段階でのコスト縮減を図り、予定どおり平成24年度の完成及び早期効果発現をお願いします。													

大滝ダム建設事業概要図



凡	例
集水区域	
ダム及び貯水池	
洪水氾濫防止区域	
水道用水供給区域	
工業用水供給区域	
治水基準点	

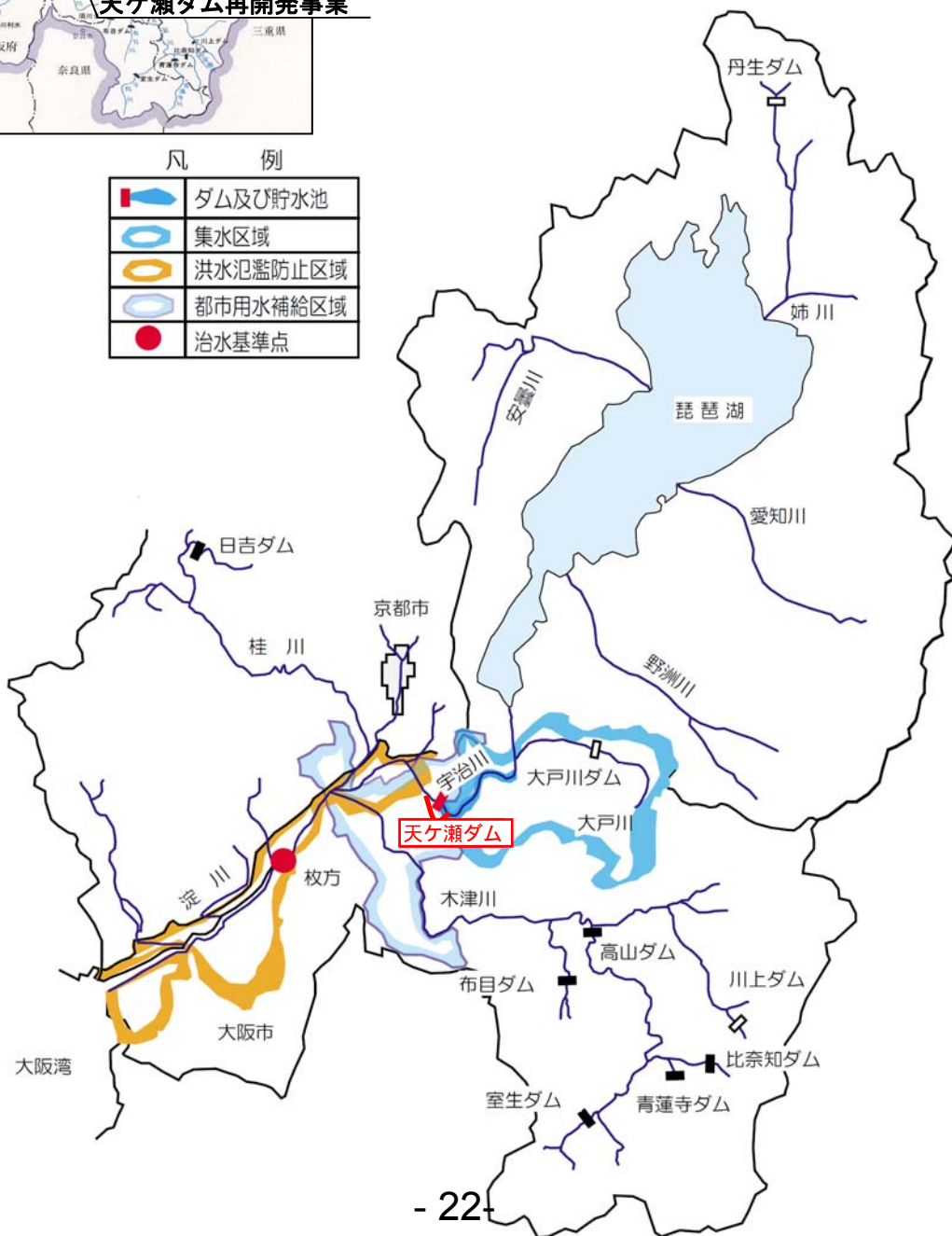
事業名 (箇所名)	天ヶ瀬ダム再開発事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭		事業 主体	近畿地方整備局					
実施箇所	京都府宇治市											
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業											
事業諸元	放流設備の増設(トンネル式、内径10.3m、延長約600m)											
事業期間	平成元年度建設事業着手/平成27年度完成予定											
総事業費 (億円)	約430			残事業費(億円)		約341						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・淀川水系では、昭和28、34、36、40、57年に洪水被害が発生しており、戦後最大である昭和28年には2,555戸の浸水被害が発生している。 ・昭和52、53、59、61年、平成6、12年には、濁水被害が発生しており、いずれの年も10%以上の取水制限を行っている。 <達成すべき目標> ・洪水調節、水道用水の供給、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する											
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 平成28年～平成34年 290戸、平成35年～平成77年 288戸 年平均浸水軽減面積: 平成28年～平成34年 11ha、平成35年～平成77年 10ha											
事業全体の投資効率性	基準年度 B:総便益 (億円)		508	平成23年度 C:総費用(億円)		437	B/C	1.2	B-C	71	EIRR (%)	4.6
残事業の投資効率性	B:総便益 (億円)		505	C:総費用(億円)		315	B/C	1.6				
感度分析	残事業費(+10%～-10%) 残工期(+10%～-10%) 資産(-10%～+10%)		残事業(B/C) 1.5～1.7 - 1.5～1.7		全体事業(B/C) 1.1～1.2 - 1.1～1.3 (残工期が4年のため感度分析は行っていない)							
事業の効果等	・洪水調節:計画規模の降雨による洪水で算出した場合、下流都市街地を中心に広範囲において浸水被害が発生すると想定されるが、事業により被害が軽減される。下流被害防止のために琵琶湖に貯留された洪水を速やかに低下させ、琵琶湖沿岸の浸水面積や浸水時間の軽減を図る。 ・水道用水:京都府に対して51,840m3/日を補給する。 ・発電:関西電力の既設天ヶ瀬発電所において最大出力92,000kw、及び既設喜撰山発電所(揚水発電)において最大出力466,000kwの発電を行う。											
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。											
事業の進捗状況	平成元年度 建設事業着手 平成7年度 特定多目的ダム法に基づく基本計画 告示(平成7年4月) 平成17年度 淀川水系5ダムについての方針 公表(平成17年7月) 平成19年度 淀川水系河川整備基本方針 策定(平成19年8月) 平成20年度 淀川水系河川整備計画 策定(平成21年3月) 平成21年度 淀川水系における水資源開発基本計画(全部変更) 決定(平成21年4月) 平成22年度 特定多目的ダム法に基づく基本計画変更 告示(平成23年3月) 平成22年度末までに事業費約75億円を投資。進捗率約17%(事業費ベース)											
事業の進捗の見込み	・現在、工事用道路の整備を継続して実施中であり、平成27年度の完成を目途に事業を進めている。											
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・水理模型実験に基づく導流部トンネル内径の縮小など、コスト縮減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・淀川水系河川整備計画の策定時に、他の治水対策案との比較を行った結果、現計画案(トンネル式放流設備)が総合的に優位であると判断している。											
対応方針	継続											
対応方針理由	天ヶ瀬ダム再開発事業については、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれること等から、平成27年度の事業完成に向けて、引き続き「事業を継続」することを妥当とする。											
その他	<第三者委員会の意見> 「天ヶ瀬ダム再開発事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。 <京都府の意見> 天ヶ瀬ダム再開発事業の事業継続の対応方針(原案)に異論はない。引き続き、事業を推進し、早期完成に努められるとともに、事業の実施に当たっては更なる費用の縮減に努められたい。 <大阪府の意見> 建設費用とその負担の更なる縮減を図られたい。 <滋賀県の意見> 平成27年度の事業完成に向けて、引き続き事業を継続されることが妥当と考える。											

天ヶ瀬ダム再開発事業概要図



凡 例

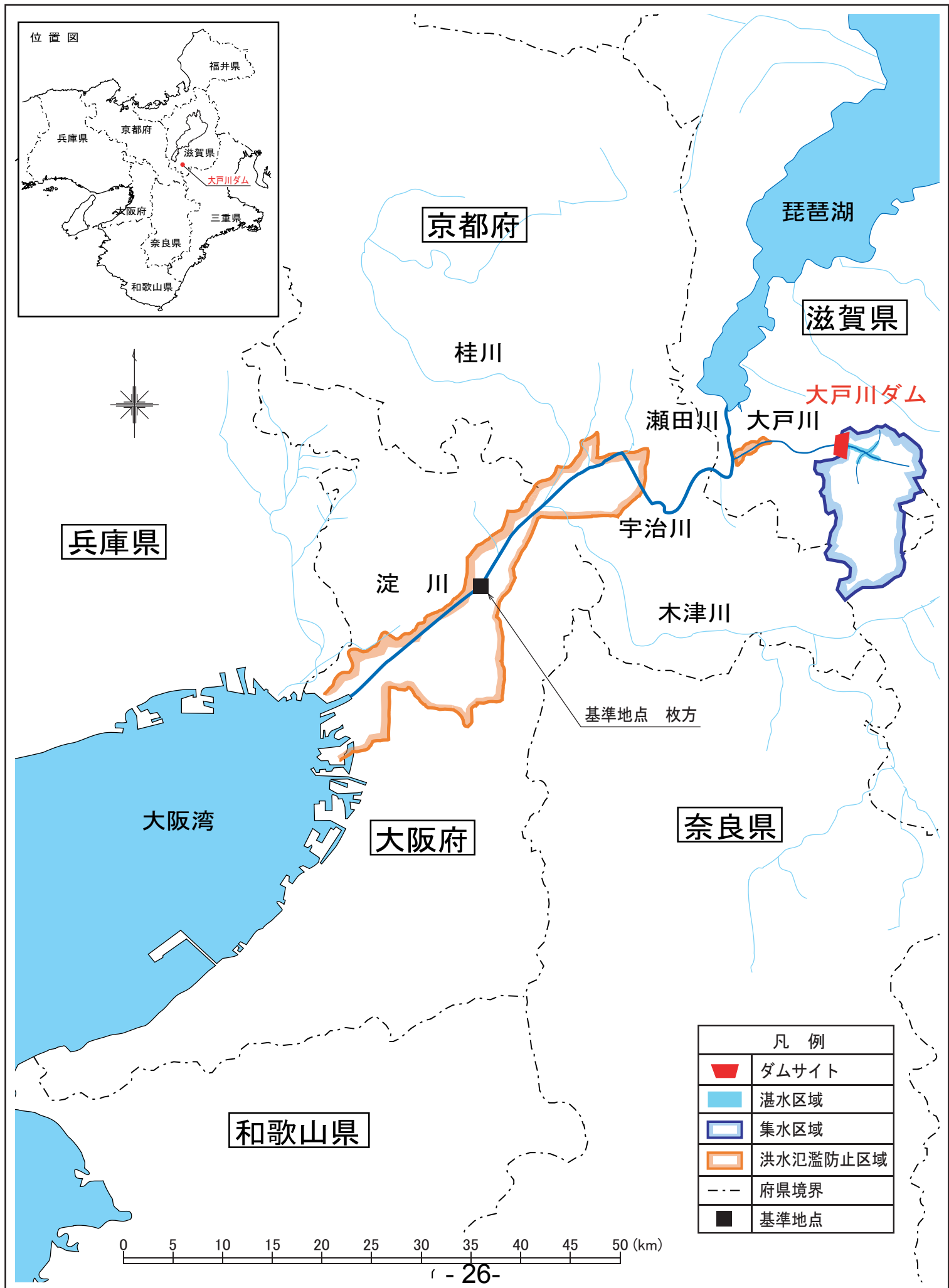
	ダム及び貯水池
	集水区域
	洪水氾濫防止区域
	都市用水補給区域
	治水基準点



事業名 (箇所名)	足羽川ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局 治水課		事業 主体	近畿地方整備局				
実施箇所	福井県今立郡池田町										
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業										
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=96.0m 堤頂長L=460.0m ・総貯水量 28,700千m3 ・有効貯水量 28,200千m3										
事業期間	昭和58年度実施計画調査着手/平成6年度建設事業着手/平成35年度完成予定※										
総事業費 (億円)	約960※			残事業費(億円)		約806※					
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景> ・平成16年7月の福井豪雨では、福井市街地を中心に死者・行方不明者5名、家屋の全半壊407戸、床上浸水3,314戸、床下浸水10,321戸の甚大な被害が発生しているほか、昭和28、34、36、50、51年などに浸水被害が発生している。										
	<達成すべき目標> ・洪水調節										
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 316戸 年平均浸水軽減面積: 19ha										
事業全体の投資効 率性	基準年度		平成23年度								
	B:総便益 (億円)	1,161※	C:総費用(億円)		889※	B/C	1.3※	B-C	272※	EIRR (%)	4.9※
残事業の投資効 率	B:総便益 (億円)	1,157※	C:総費用(億円)		647※	B/C	1.8※				
感度分析			残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※						
	残事業費(+10%~-10%)		1.6	~ 2.0	1.2 ~ 1.4						
	残工期(+10%~-10%)		1.8	~ 1.8	1.3 ~ 1.3						
	資産(-10%~+10%)		1.6	~ 2.0	1.2 ~ 1.4						
事業の効果等	・洪水調節: 河川整備計画目標流量(2,400m3/s)に対して、600m3/sを調節する。										
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成19年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口は平成15年をピークに減少傾向、世帯数は微増の傾向となっている。										
事業の進捗状況	昭和58年度 実施計画調査着手 平成 6年度 建設事業着手 平成17年度 九頭竜川水系河川整備基本方針策定(平成18年2月) 平成18年度 九頭竜川水系河川整備計画策定(平成19年2月) 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分(平成21年12月) 平成22年度末までに事業費約148億円を投資。進捗率約15%(事業費ベース)										
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。										
コスト縮減 や代替案 立案等の 可能性	<コスト縮減> ・コスト縮減の方策については、今後の設計・施工において実施の有無も含めて検討していく。										
	<代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的な影響等の観点から、足羽川ダムの建設が最適と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)										
対応方針	継続										
対応方針理由	足羽川ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(調査・地元説明)を継続することを妥当とする。										
その他	<※印箇所の説明>今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 なお、現計画では河川整備計画対応施設整備に係る総事業費が約960億円である。(河川整備基本方針対応施設整備に係る総事業費は約1,450億円) <第三者委員会の意見> 「足羽川ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「新たな段階に入らず、現在の段階(調査・地元説明)を継続する」ことによりと判断される。 <福井県の意見> 足羽川ダム建設事業は、平成16年7月の福井豪雨のような災害を防止するため、必要不可欠なものである。国は、平成18年度に県、池田町と基本協定を締結し、事業を円滑に進めることを確約したところである。新たな段階に入らず現段階を継続する現状は、足羽川流域住民、特に水源地域関係住民に対し大きな不安を与えており、一日も早い足羽川ダムの完成に向けて強力に事業を推進するべきである。										

事業名 (箇所名)	大戸川ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	近畿地方整備局		
実施箇所	滋賀県大津市								
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業								
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=67.5m 堤頂長L=200m ・総貯水量 21,900千m3 ・有効貯水量 21,900千m3								
事業期間	昭和53年度実施計画調査着手/平成元年度建設事業着手※								
総事業費(億円)	約1,080※			残事業費(億円)		約445※			
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・淀川水系では、昭和28、34、36、40、57年に洪水被害が発生しており、戦後最大である昭和28年には2,555戸の浸水被害が発生している。 <達成すべき目標> ・洪水調節 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する								
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:288戸 年平均浸水軽減面積:10ha								
事業全体の投資効率性	基準年度				平成23年度				
	B:総便益(億円)	※※	C:総費用(億円)		※※	B/C	※※	B-C	※※
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	※※	C:総費用(億円)		※※	B/C	※※		
感度分析	(※※印箇所の説明) 淀川水系河川整備計画において、 ・「大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」 ・「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」とされていることから、通常のケースとは異なり、ダム本体を含む事業全体を対象に、ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた上での費用便益分析を行うことは適切ではないため、着手時期を複数ケース想定し費用便益分析を行った。ダム本体工事の実施時期や供用開始時期を一意に定めた費用便益分析は、実施時期等が確定した時点で行う。 (費用便益分析の実施条件) ・本体着手の時期:整備計画策定から(1)10年後・(2)15年後・(3)20年後の3ケース ・本体工事の工期:8年間 ・便益の発生:事業完成の翌年 なお、本費用便益分析における便益の算出においては、天ヶ瀬ダム再開発事業と大戸川ダム建設事業が一体となって発現する効果を、両事業の洪水調節容量の効果分で按分することにより算出している。								
	(1)10年後								
	・事業全体の投資効率性	:総便益(億円)		C:総費用(億円)		B/C	B-C		EIRR(%)
		1,416		1,259		1.1	157		4.2
	・残事業の投資効率性	:総便益(億円)		C:総費用(億円)		B/C			
		1,380		363		3.8			
	残事業費(+10%~-10%)	3.5 ~ 4.2		1.1 ~ 1.2					
	残工期(+10%~-10%)	3.7 ~ 3.8		1.1 ~ 1.2					
	資産(-10%~+10%)	3.4 ~ 4.2		1.0 ~ 1.2					
	(2)15年後								
	・事業全体の投資効率性	:総便益(億円)		C:総費用(億円)		B/C	B-C		EIRR(%)
		1,164		1,207		1.0	-42		3.8
	・残事業の投資効率性	:総便益(億円)		C:総費用(億円)		B/C			
		1,134		311		3.7			
	残事業費(+10%~-10%)	3.4 ~ 4.0		0.9 ~ 1.0					
	残工期(+10%~-10%)	3.6 ~ 3.7		0.9 ~ 1.0					
	資産(-10%~+10%)	3.3 ~ 4.0		0.9 ~ 1.1					
	(3)20年後								
	・事業全体の投資効率性	:総便益(億円)		C:総費用(億円)		B/C	B-C		EIRR(%)
		957		1,163		0.8	-206		3.5
	・残事業の投資効率性	:総便益(億円)		C:総費用(億円)		B/C			
		932		267		3.5			
	残事業費(+10%~-10%)	3.2 ~ 3.8		0.8 ~ 0.8					
	残工期(+10%~-10%)	3.4 ~ 3.6		0.8 ~ 0.9					
	資産(-10%~+10%)	3.2 ~ 3.8		0.7 ~ 0.9					
	事業の効果等	洪水調節:計画規模の降雨による洪水で算出した場合、下流部市街地を中心に広範囲において浸水被害が発生すると想定されるが、事業により被害が軽減される。							
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。								
事業の進捗状況	昭和53年度 実施計画調査着手 平成元年度 建設事業着手 平成2年度 特定多目的ダム法に基づく基本計画 告示(平成3年3月) 平成13年度 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画 決定(平成13年7月) 平成17年度 淀川水系5ダムについての方針 公表(平成17年7月) 平成19年度 淀川水系河川整備基本方針 策定(平成19年8月) 平成20年度 淀川水系河川整備計画 策定(平成21年3月) 平成21年度 淀川水系における水資源開発計画(全部変更) 決定(平成21年4月) 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分(平成21年12月) 平成22年度 特定多目的ダム法に基づく基本計画廃止 告示(平成23年3月) 平成22年度末までに事業費約629億円を投資。進捗率約58%(事業費ベース)								
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。								
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・付替県道のルートや幅員構成の見直し、新技術の採用など、コスト縮減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、大戸川ダムの建設が最適と判断している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)								
対応方針	継続								
対応方針理由	大戸川ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することとを妥当とする。								
その他	<※印箇所の説明> 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見> 「大戸川ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとり「新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続する」こととよいと判断される。 <滋賀県の意見> 付替県道大津信楽線工事が平成28年度までに完了するよう、予算の確保に努められるとともに、新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建段階)を精力的に継続されることが妥当と考える。 <京都府の意見> 大戸川ダム建設事業の新たな段階に入らず現在の段階(生活再建工事)を継続するという対応方針(原案)に異論はない。生活再建事業である付替道路工事(県道大津信楽線)の事業実施に当たっては、更なる費用の縮減に努められたい。 <大阪府の意見> 生活再建事業である付替県道の整備にあたっては建設費用とその他の費用の更なる縮減を図られたい。								

大戸川ダム建設事業概要図



事業名 (箇所名)	長安口ダム改造事業	担当課	水管理・国土保全局 治水課	事業 主体	四国地方整備局
実施箇所	徳島県那賀郡那賀町	担当課長名	森北 佳昭		
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業				
事業諸元	・既設長安口ダムの貯水池容量配分の変更(洪水調節容量35,000千m ³ → 36,800千m ³) ・洪水吐の増設(クレストゲート2門)、減勢工の改造 ・貯水池上流等の土砂除去 ・選択取水設備の設置				
事業期間	平成10年度実施計画調査着手/平成19年度建設事業着手/平成30年度完成予定				
総事業費 (億円)	約470	残事業費(億円)	約371		
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・平成16年10月洪水では、約200戸の浸水被害が発生するなど、過去10年間に10回の浸水被害が発生している。 ・平成17年の洪水では、113日間にわたる取水制限が実施され、工業被害額が過去最高の68.5億円にのぼるなど、毎年のように洪水による取水制限が行われている。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持 <施策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する				
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 121戸 年平均浸水軽減面積: 54ha				
事業全体の投資効率性	基準年度	平成23年度			
	B:総便益(億円)	917	C:総費用(億円)	510	B/C
				1.8	B-C
				407	EIRR (%)
					10.2
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	850	C:総費用(億円)	402	B/C
				2.1	
感度分析	残事業費(+10%~-10%)	2.0	残事業(B/C)	1.7	全体事業(B/C)
	残工期(+10%~-10%)	2.1	2.2	1.8	1.9
	資産(-10%~+10%)	2.0	2.1	1.8	1.8
		2.3	2.3	1.7	1.9
事業の効果等	・洪水調節: 古庄地点において戦後最大規模流量(S25ジェーン台風)に相当する河川整備計画目標流量9,000m ³ /sに対して、既設長安口ダムの洪水調節量100m ³ /sを改造事業により500m ³ /sに増強する。 ・流水の正常な機能の維持: 和食地点における、流水の正常な機能を維持するために必要な流量(最大概ね32m ³ /s(非かんがい期は概ね14m ³ /s))に対する利水安全度を現況の約1/3~1/4 から約1/5に向上を図る。				
社会経済情勢等の変化	・氾濫区域内の阿南市、小松島市では、人口等はやや減少傾向にあるものの、工業製品の出荷額は増加傾向にある。 ・那賀川水系においては、平成21年8月にも床上浸水が発生するなど、近年においても、治水対策の必要性は変わらない。 ・平成23年春にも取水制限が実施されるなど、近年においても、利水安全度の向上に向けた取組の必要性は変わらない。				
事業の進捗状況	平成10年度 実施計画調査に着手 平成18年度 那賀川水系河川整備基本方針の策定(平成18年4月) 平成19年度 那賀川水系河川整備計画の策定(平成19年6月) 平成22年度末までに事業費約69億円を投資。進捗率約14.7%(事業費ベース)				
事業の進捗の見込み	・改造事業の工法の確定や現地状況等を踏まえ、精査を行った結果、事業費は約470億円、工期は平成30年度という見通しとなった。 ・平成23年度については、貯水池内仮設構台の設置、土砂除去を引続き行うとともに、工事用道路設置工事に着手、平成24年度より本格的な本体工事への着手を予定している。 ・関係機関及び地元住民等との協力体制の構築に努めており、引き続き協力体制を維持しつつ事業を推進する。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・当初予定していた事業費よりも増額の見通しとなったが、クレストゲート形状の合理化、予備ゲート形状の工夫、減勢工側壁の構造型式の検討等、設計段階においてコスト縮減を図っており、今後の施工段階においても、地域との連携や環境に配慮し、掘削土砂の有効活用をするなど、更なるコスト縮減に努める。 <代替案立案の可能性> ・那賀川水系においては、背後地の状況や河川管理上の特性を考慮したうえで、河道への配分流量を最大限に設定していること、また、新たな洪水調節施設の設置には流域内における十分な合意形成が必要であることから、洪水調節を行うにあたっては、既存施設の有効活用を図ることが河川整備基本方針に位置づけられている。また、整備計画では全川にわたる堤防整備に長期間を要することを踏まえ、長安口ダムの改造事業を優先的に実施することとしている。 ・また、ダム本体の改造方法については既設ゲート改造案、新設ゲート設置案、トンネル洪水吐案の3つの代替案での比較検討及びその後の実施設計での検討を行った結果、技術的な実現性、経済性等の観点から現計画案(新設クレストゲート設置案)が妥当と判断している。				
対応方針	継続				
対応方針理由	「長安口ダム改造事業」は、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっていない。また、本事業の事業費は約470億円、工期は平成30年度という見通しとなったが、今後、この見通しに向けた計画的な進捗が見込まれること等から、平成30年度の事業完成に向けて、引き続き「事業を継続」することが妥当とする。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。 <徳島県の意見・反映内容> (徳島県知事の意見) 長安口ダム改造事業を継続するという「対応方針(原案)」については、異議ありません。 那賀川においては、毎年のように洪水と洪水が繰り返されていることから、ダムの新設に頼らない既存ダムの改造により、流域の治水・利水・環境の課題解決に向けた各種対策を盛り込んでいる当該事業の早期完成は、流域住民の悲願であり、一日も早い完成をお願いいたします。 なお、今回の再評価においては、事業費の増額と事業整備期間の延伸が示されたところですが、事業費については、今後とも不断のコスト縮減に努めていただき、できる限りの事業費削減をお願いするとともに、事業整備期間についても、早期効果発現に向け、工期の短縮になお一層努めてください。				

位置図



事業名 (箇所名)	中筋川総合開発事業(横瀬川ダム)		担当課	水管理・国土保全局 治水課		事業 主体	四国地方整備局				
実施箇所	高知県宿毛市										
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業										
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=72.1m 堤頂長L=188.5m ・総貯水量 7,300千m3 ・有効貯水量 7,000千m3										
事業期間	平成2年度建設事業着手/平成27年度完成予定※										
総事業費 (億円)	約400※			残事業費(億円)		約244※					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和50年8月洪水では、破堤により、約570戸の家屋が浸水したほか、家屋の全壊・流失・半壊45戸という甚大な被害が発生するなど、中筋川では、洪水による家屋浸水については2～3年に1回(農地浸水についてはほぼ毎年)発生している。 ・平成7年の洪水では、流水の正常な機能を維持するために必要な流量(礪ノ川地点にて最大概ね1.2m3/s)を下回った日が166日間にわたるなど、渇水時には、かんがい用水の取水や魚類等の生育・生息環境への影響が発生している。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。										
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 29戸 年平均浸水軽減面積: 30ha										
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度								
	B:総便益 (億円)	647※	C:総費用(億円)		472※	B/C	1.4※	B-C	175※	EIRR (%)	7.6※
残事業の投資効率性	B:総便益 (億円)	506※	C:総費用(億円)		266※	B/C	1.9※				
感度分析	残事業費(+10%～-10%)		残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※						
	残工期(+10%～-10%)		- ～ -		- ～ -		(残工期が4年のため感度分析を行っていない)				
	資産(-10%～+10%)		1.8 ～ 2.0		1.3 ～ 1.4						
事業の効果等	・洪水調節: 礪ノ川地点の基本高水ピーク流量(1,200m3/s)に対して、平成10年度に完成した中筋川ダムとあわせて350m3/sを調節する。										
	・流水の正常な機能の維持: 平成10年度に完成した中筋川ダムとあわせて、礪ノ川地点でかんがい期概ね1.15m3/s、非かんがい期概ね0.70m3/sを確保し、流水の正常な機能の維持を図る。										
	・四万十市に対し水道用水の取水(最大800m3/日)を可能とする。										
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。										
	・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。										
事業の進捗状況	平成2年度 建設事業に着手 平成13年度 中筋川整備計画策定(平成13年12月) 平成14年度 横瀬川ダム基本計画策定(平成14年6月) 平成20年度 横瀬川ダム基本計画変更(平成20年7月) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 平成22年度末までに事業費約151億円を投資。進捗率約38%(事業費ベース)										
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。										
コスト削減や代替案立案等の可能性	<コスト削減> ・付替市道の施工に際し、新技術の導入を積極的に行うことや、工事に伴う支障木を丁寧な伐採によって木材としての価値を高め、売却可能量を増加させ処分量の低減に努める等、コスト削減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、横瀬川ダムの建設が最適と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)										
対応方針	継続										
対応方針理由	横瀬川ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(転流工工事)を継続することを妥当とする。										
その他	<※印箇所の説明> 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> 「新たな段階に入らず、現在の段階(転流工工事)を継続」とする事業者の判断は「妥当」である。 <高知県の意見・反映内容> (高知県知事の意見) 事業継続に異議ありません。横瀬川ダム建設は、流域の安全・安心を確保するために、地域の強い要望のもとに進められている重要な事業であることから、現在行われている個別ダムの検証を速やかに終え、ダム事業に遅れが生じないよう、より一層の事業推進をお願いします。										

位置図



中筋川流域図

事業名 (箇所名)	大分川ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭		事業 主体	九州地方整備局							
実施箇所	大分県大分市													
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業													
事業諸元	ロックフィルダム、堤高=91.6m、堤頂長L=496.1m、総貯水量 24,000千m3、有効貯水量 22,400千m3													
事業期間	昭和53年度実施計画調査着手/昭和62年度建設事業着手/平成29年度完成予定※													
総事業費 (億円)	約967※			残事業費(億円)		約441※								
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年6月洪水等により甚大な被害が発生しているほか、近年は平成5年9月をはじめ平成9年9月、平成16年10月洪水等により浸水被害が発生している。 S28.6 梅雨前線 死者11名 家屋の流出・全半壊438戸 床上・床下浸水10,292戸 S32.9 台風10号 行方不明者8名 家屋の流出・全半壊102戸 床上・床下浸水13,236戸 H 5.9 台風13号 死者 1名 家屋の全半壊49戸 床上・床下浸水3977戸 ・大分川においては、昭和30年代、40年代において濁水被害が多発している。また、近年の平成17年6月にも濁水が発生し、大分川上流の芹川ダムが発電を停止している H 6.7 大口利用人や公共機関へ約1ヶ月間の使用規制(給水量の減少) H23.1 濁水対策本部設置 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する。													
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数:224戸 年平均浸水軽減面積:31ha													
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度											
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		1,592※		C:総費用(億円)		1,014※		B/C	1.6※	B-C	578※	EIRR(%)	7.7※
感度分析	B:総便益(億円)		1,125※		C:総費用(億円)		352※		B/C	3.2※				
事業の効果等	残事業費(+10%~-10%)		3.0 ~ 3.5		全体事業(B/C)※		1.5 ~ 1.6							
	残工期(+10%~-10%)		3.2 ~ 3.2				1.5 ~ 1.6							
	資産(-10%~-10%)		3.0 ~ 3.4				1.5 ~ 1.7							
	・洪水調節:府内大橋地点の基本高水のピーク流量(5,700m3/s)に対して、芹川ダムとあわせて700m3/sを調節する。 ・流水の正常な機能の維持:府内大橋地点で概ね6.6m3/sを確保し、流水の正常な機能の維持を図る。 ・大分市に対し水道用水の取水(最大35,000m3/日)を可能とする。													
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、想定氾濫区域内の人口に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。													
事業の進捗状況	昭和53年度 実施計画調査着手(昭和53年4月) 昭和62年度 建設事業着手(昭和62年4月) 昭和63年度 大分川ダム建設に関する基本計画の告示(昭和63年12月) 平成12年度 大分川ダム建設に関する基本計画変更の告示(平成12年6月) 平成20年度 大分川ダム建設に関する基本計画変更の告示(平成20年7月) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 平成22年度末までに事業費約511億円を投資。進捗率約53%(事業費ベース)													
事業の進捗の見込	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・付替道路の設計見直しや新技術の活用などのコスト縮減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、大分川ダムの建設が最適と判断している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)													
対応方針	継続													
対応方針理由	大分川ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(転流工工事)を継続することを妥当とする。													
その他	<※印箇所の説明>今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)どおり、「現段階(転流工工事)を継続」で了承された。 <大分県の意見・反映内容> 早期整備を強く望んでいるところであり、事業の継続をお願いしたい。													

大分川ダム建設事業位置図

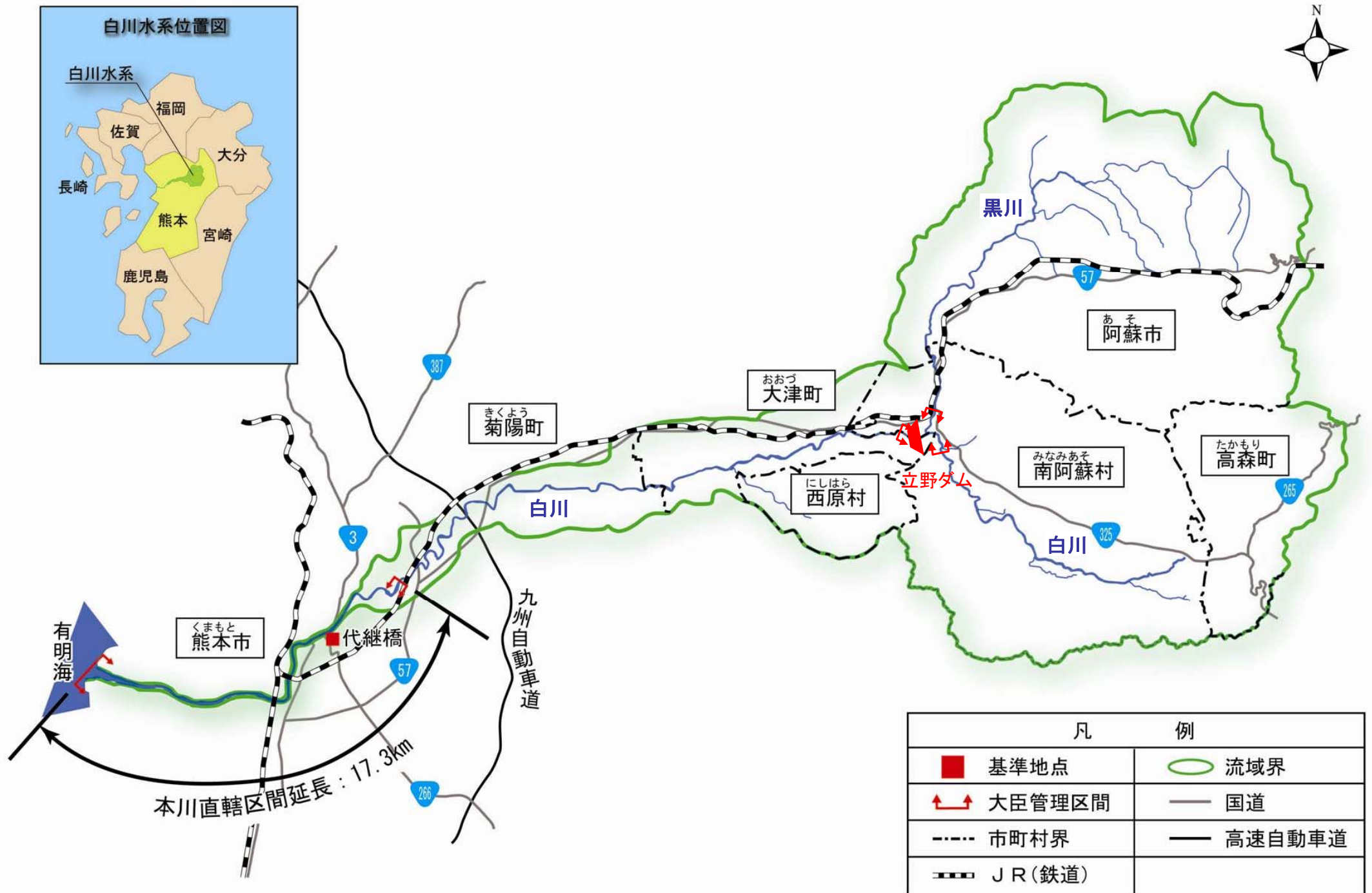


- 基準地点 府内大橋
- ↕ 大臣管理区間

幹川大分川：天神橋より下流海までの17.0km間
 支川七瀬川：幹川合流点より上流7.8km
 支川賀来川：幹川合流点より上流2.0km

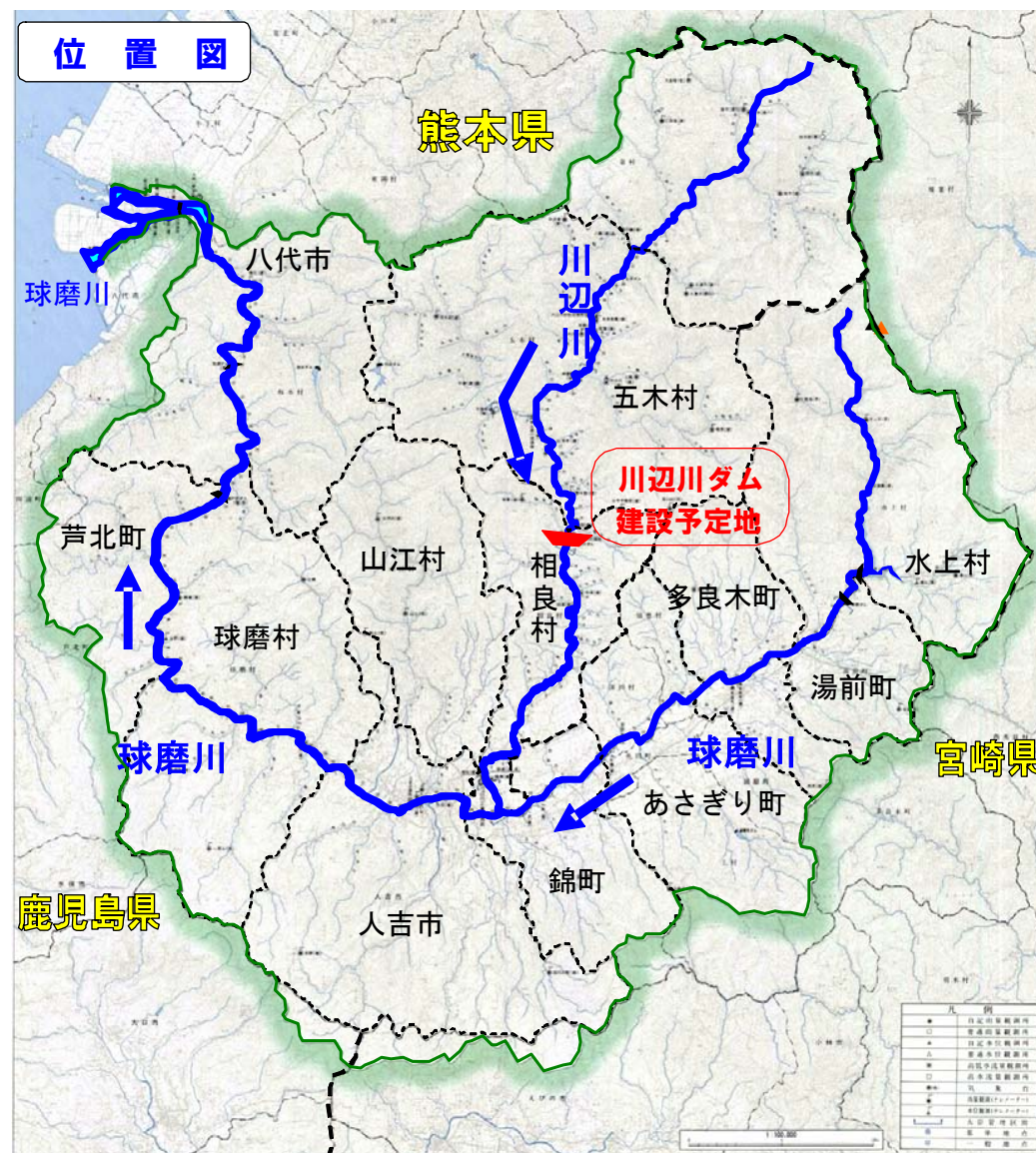
事業名 (箇所名)	立野ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭		事業 主体	九州地方整備局							
実施箇所	熊本県菊池郡大津町、熊本県阿蘇郡南阿蘇村													
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業													
事業諸元	曲線重力式コンクリートダム、堤高=約90m、堤頂長L=約200m、総貯水量 約10,100千m3													
事業期間	昭和54年度実施計画調査着手/昭和58年度建設事業着手/平成31年度完成予定 ※													
総事業費 (億円)	約905※		残事業費(億円)		約482※									
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・河川整備計画目標流量(概ね1/30)に対し、熊本市街部では流下能力が著しく不足しており、洪水時には溢水・破堤氾濫を生じる恐れがある。 ・近年でも、平成2年7月に浸水被害が発生している。 昭和28年6月洪水 死者・行方不明者422名、流失全壊家屋2,585戸、半壊家屋6,517戸、浸水家屋31,145戸、橋梁流出85橋 昭和55年8月洪水 家屋全半壊18戸、床上浸水3,540戸、床下浸水3,245戸 平成2年7月洪水 死者・行方不明者14名、家屋全半壊146戸、家屋一部破損250戸、床上浸水1,614戸、床下浸水2,200戸 <達成すべき目標> ・洪水調節 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。													
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 261戸 年平均浸水軽減面積: 34ha													
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度											
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		2,520※		C:総費用(億円)		1,249※		B/C	2.0※	B-C	1,271※	EIRR (%)	6.1※
感度分析	B:総便益(億円)		2,518※		C:総費用(億円)		424※		B/C	5.9※				
事業の効果等	・洪水調節: 代継橋地点における基本高水のピーク流量(3,400m3/s)に対して、400m3/sを調節する。													
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、想定氾濫区域内の人口に大きな変化はない。													
事業の進捗状況	昭和54年度 実施計画調査着手(昭和54年4月) 昭和58年度 立野ダム建設事業着手(昭和58年4月) 平成12年度 白川水系河川整備基本方針の策定(平成12年12月) 平成14年度 白川水系河川整備計画の策定(平成14年7月) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 平成22年度末までに事業費約419億円を投資。進捗率約46%(事業費ベース)													
事業の進捗の見込	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・付替道路の設計見直しや橋梁型式の見直しなどのコスト縮減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、立野ダムの建設が最適と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)													
対応方針	継続													
対応方針理由	立野ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することを妥当とする。													
その他	<※印箇所の説明> 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)どおり、「現段階(生活再建工事)を継続」で了承された。 <熊本県の意見・反映内容> 今回照会のありました立野ダム建設事業に関する国の「対応方針(原案)」案の「継続」については、異存ありません。 なお、立野ダムのダム事業の検証においては、地域の状況を踏まえ、地域の意見をしっかりと聞き、最大限尊重し、総合的に評価していただきますようお願いいたします。 また、流域住民が安心して暮らせることが重要であり、今後とも白川の直轄管理区間の治水対策については、着実に推進していただきますようお願いいたします。													

立野ダム建設事業 位置図



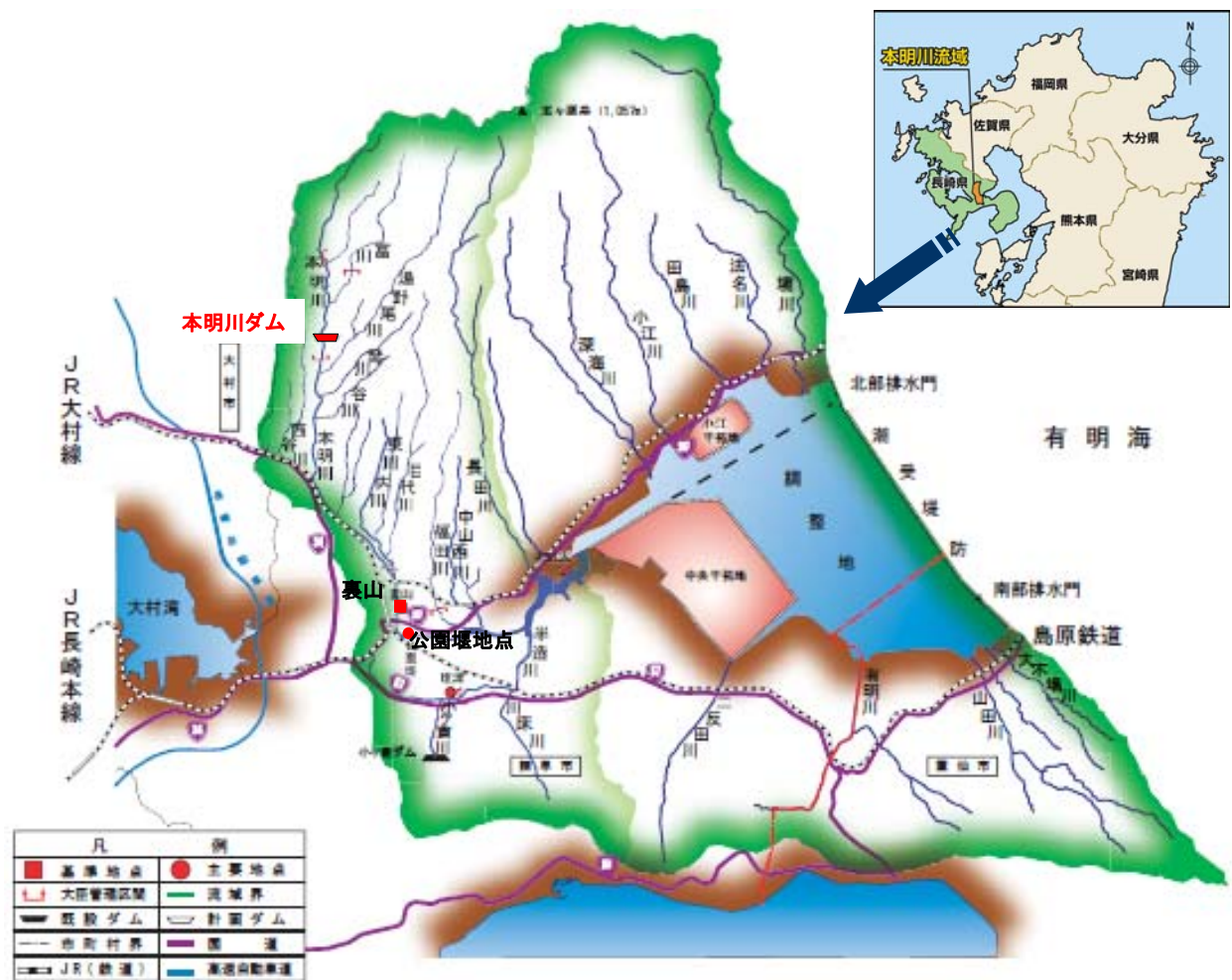
事業名 (箇所名)	川辺川ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局 治水課		事業 主体	九州地方整備局			
実施箇所	熊本県球磨郡相良村、五木村									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	アーチ式コンクリートダム、堤高=107.5m、堤頂長L=約300m、総貯水量 133,000千m3、有効貯水量 106,000千m3									
事業期間	昭和42年度実施計画調査着手/昭和44年度建設事業着手									
総事業費 (億円)	—		残事業費(億円)	—						
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景> 平成20年9月の熊本県知事によるダム計画白紙撤回表明以降、県と共同で設置した「ダムによらない治水を検討する場」において、川辺川ダムを前提としない球磨川の治水計画のあり方について議論を進めてきているところである。このため、川辺川ダム建設事業の現状としては、ダム事業により代替地に移転を終えている村民の方々の生活に支障が生じないよう、ダム事業による公共補償として、生活再建のための4事業を継続している状況である。 (ダム事業として実施する生活再建のための4事業) ・頭地大橋を含む県道宮原五木線(県と合併施工) ・取得済み用地の範囲内で実施可能な代替農地整備の概成 ・頭地代替地や高野代替地への水源となる元井谷水源の整備 ・スクールバス車庫、消防署移転補償 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の確保、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。									
	便益の主な根拠									
	・ダム本体工事の中止の方向性を前提に川辺川ダム以外の治水計画を検討している状況において、今後、本事業で実施する内容は公共補償としての生活再建対策のみであり、ダム本体を含む総事業費の確定や費用対効果分析を行うことはできない。									
	事業全体の投資効率性									
事業全体の投資効率性	B:総便益(億円)	—	C:総費用(億円)	—	B/C	—	B-C	—	EIRR(%)	—
	残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	—	C:総費用(億円)	—	B/C	—			
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		残工期(+10%~-10%)		資産(-10%~-10%)					
	—		—		—					
事業の効果等	—									
社会経済情勢等の変化	・本事業の「かんがい用水の確保」及び「発電」に関する事業目的については、参画の有無等を照会した結果を踏まえ、川辺川ダムに水源を求める利権者がいないことを平成19年8月の事業評価監視委員会において状況報告を行ったところである。 また、「洪水調節」及び「流水の正常な機能の維持」に関する事業目的については、平成20年9月に熊本県知事が「現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求するべき」と表明した以降、「ダムによらない治水を検討する場」において、川辺川ダムを前提としない球磨川の治水計画として、対策案の立案やそれらの実施により達成される治水安全度を議論してきているが、本事業の必要性等に関する視点からダム本体工事に係る調査検討は行っていない。 なお、流域内の人口や資産、下流における既得用水の使い方に、前回再評価時(平成18年度)以降、大きな変化はない。									
事業の進捗状況	昭和42年度 実施計画調査着手(昭和42年6月) 昭和44年度 建設事業着手(昭和44年4月) 昭和50年度 川辺川ダム建設に関する基本計画の告示(昭和51年3月) 平成10年度 川辺川ダム建設に関する基本計画変更の告示(平成10年6月) 平成19年度 球磨川水系河川整備基本方針の策定(平成19年5月) 平成20年度 熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を表明(平成20年9月) 平成20年度 「ダムによらない治水を検討する場」を開始(平成21年1月) 平成22年度 「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開始(平成22年7月)									
事業の進捗の見込み	・上記「社会経済情勢等の変化」とおり、本事業のいずれの事業目的とも進捗の見込みはない。 ただし、代替地への移転後の生活に特に支障をきたさないようにするためにダム事業で継続している4つの生活再建対策については、平成24年度までに全て完成する予定である。									
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・ダム事業で継続している生活再建対策に関する工事において、頭地大橋を含む付替県道宮原五木線の施工にあたっては、橋脚部に鋼管・コンクリート複合構造橋脚等の新工法を採用するなどコスト縮減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・事業の「洪水調節」に関する事業目的については、「ダムによらない治水を検討する場」において、川辺川ダムを前提としない球磨川の治水計画として、対策案の立案やそれらの実施により達成される治水安全度を議論している段階である。なお、現在議論している対策案については、ダムと同等の治水安全度ではないことから、川辺川ダムとのコスト比較を行うことは適切ではない。 同様に「流水の正常な機能の維持」については、川辺川ダムからの補給を前提とせず、当面は川辺川及び球磨川の渇水時に、必要に応じて関係機関と連携し、渇水調整等を実施することとしている。なお、「かんがい用水」および「発電」については、川辺川ダムに水源を求める者がいないことから、コスト縮減や代替案立案等の検討は不要である。									
	対応方針									
対応方針理由	継続									
その他	川辺川ダム建設事業については、平成20年9月の熊本県知事によるダム計画白紙撤回表明を契機に、中止の方向性を前提に、「ダムによらない治水を検討する場」において、球磨川の治水計画の検討が現在行われているところである。 こうした状況を踏まえ、本事業においては、代替地への移転後の生活に支障をきたさないようにするための生活再建対策に限定して継続することを妥当とする。									
	<第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)どおり、「生活再建対策に限定して継続」で了承された。 <熊本県の意見・反映内容> 今回意見照会のありました川辺川ダム建設事業に関する国の「対応方針(原案)」案の「継続」については、異存ありません。 なお、流域住民の不安を解消するため、球磨川流域の治水対策の推進にあたっては、「直ちに実施する対策」を迅速に進めること、流域の治水の安全を一層向上させるための「引き続き検討する対策」をスピード感を持って検討を深めることが必要と考えておりますので、国においても御配慮をお願いします。									

川辺川ダム建設事業位置図



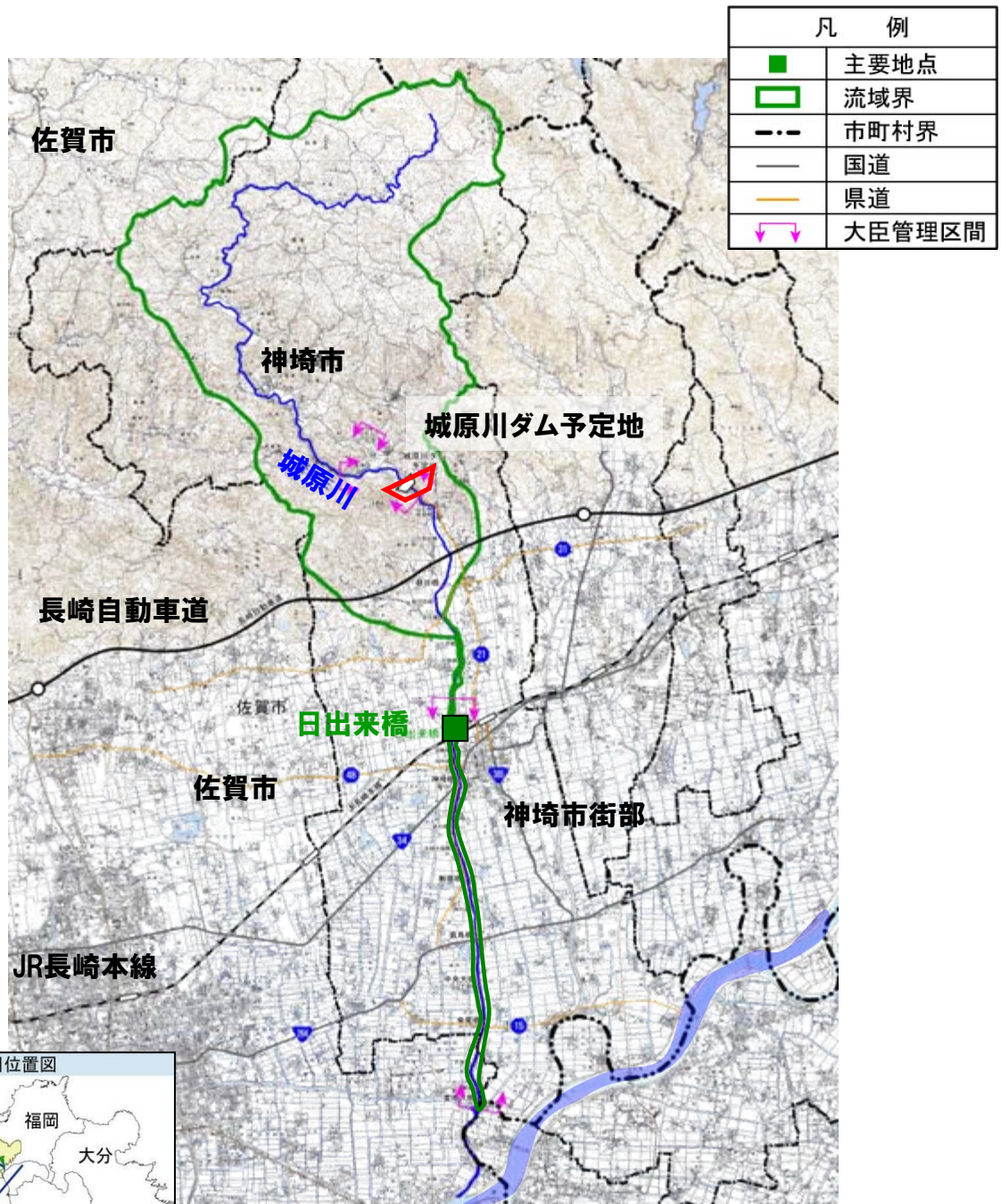
事業名 (箇所名)	本明川ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局 治水課		事業 主体	九州地方整備局							
実施箇所	長崎県諫早市													
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業													
事業諸元	台形CSGダム、堤高=約70m、堤頂長L=約390m、総貯水量 約8,600千m ³ 、有効貯水量約8,200千m ³													
事業期間	平成2年度実施計画調査着手/平成6年度建設事業着手/平成32年度完成予定 ※													
総事業費 (億円)	約780※		残事業費(億円)		約708※									
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和32年7月洪水において、死者494名、家屋の全半壊1,302戸、浸水家屋3,409戸の甚大な被害が発生し、近年でも昭和57年7月、平成11年7月等、浸水被害が発生する洪水が発生している。 S32. 7 梅雨前線豪雨 死者494名 家屋の流出・全半壊1,302戸 床上・床下浸水3,409戸 S57. 7 梅雨前線豪雨 死者3名 家屋の流出・全半壊13戸 床上・床下浸水2,408戸 H11. 7 梅雨前線豪雨 死者0名 家屋の流出・全半壊2戸 床上・床下浸水711戸 ・平成6～7年の渇水において、県内各地で農作物被害94億円が発生している。 S42 上水道の給水制限 S53 上水道の給水制限 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の確保 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。													
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 131戸 年平均浸水軽減面積: 62ha													
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度											
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		742※		C:総費用(億円)		578※		B/C	1.3※	B-C	164※	EIRR(%)	6.6※
感度分析	B:総便益(億円)		690※		C:総費用(億円)		495※		B/C	1.4※				
事業の効果等	・洪水調節: 裏山地点の基本高水のピーク流量(1,070m³/s)に対して260m³/sを調節する。 ・流水の正常な機能の維持: 公園堰(直下流)地点で概ね0.25m³/sを確保し、流水の正常な機能の維持を図る。 ・長崎県南地区(諫早市他1市2町)に対し水道用水(最大25,000m³/日)を可能とする。													
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、想定氾濫区域内の人口に大きな変化はない。													
事業の進捗状況	平成2年度 実施計画調査着手(平成2年4月) 平成6年度 建設事業着手(平成 6年4月) 平成12年度 本明川水系河川整備基本方針の策定(平成12年12月) 平成16年度 本明川水系河川整備計画の策定(平成17年3月) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 平成22年度末までに事業費約71億円を投資。進捗率約9%(事業費ベース)													
事業の進捗の見込	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・調査・地元説明の段階であり、今後コスト縮減や工期短縮に対して検討していく。 <代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、本明川ダムの建設が最適と判断している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)													
対応方針	継続													
対応方針理由	本明川ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(調査・地元説明)を継続することを妥当とする。													
その他	<※印箇所の説明> 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)どおり、「現段階(調査・地元説明)を継続」で了承された。 <長崎県の意見・反映内容> 本明川ダム事業の見直しについては、平成22年9月28日に国土交通大臣より九州地方整備局長にダム事業の検証に係る検討について指示がなされ、ダムの検証が進められています。 諫早市街地を含む本明川の抜本的な洪水対策は、本明川ダムによる総合的な治水安全度の向上が急務と認識しております。また、県南部地域の安定水源の確保のためには必要不可欠な事業であり、早期効果の発現に向けて引き続き事業の継続をお願いしたい。													

本明川ダム建設事業 位置図



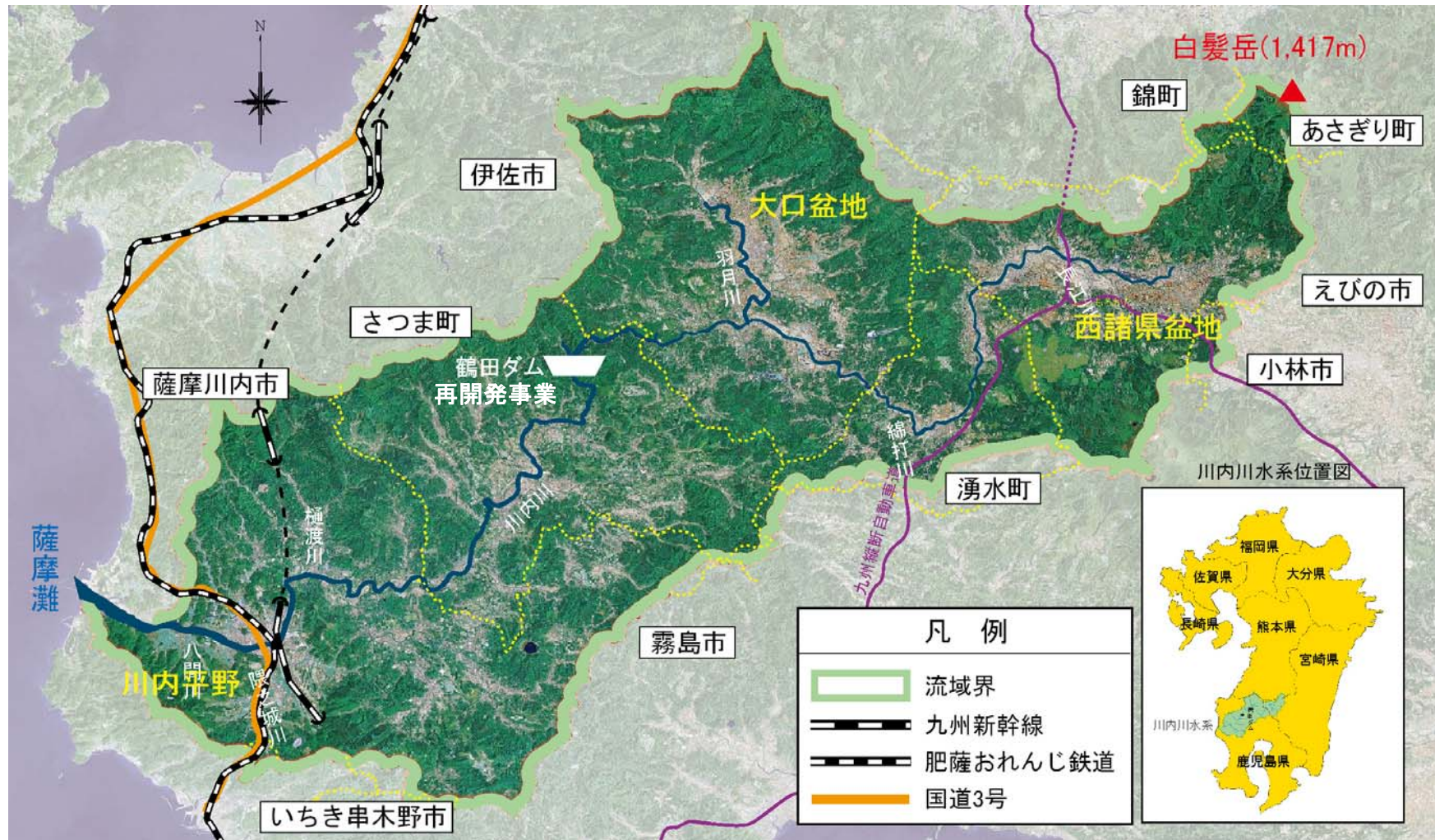
事業名 (箇所名)	城原川ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭		事業 主体	九州地方整備局		
実施箇所	佐賀県神埼市								
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業								
事業諸元	重力式コンクリートダム、堤高=約100m、堤頂長L=約540m、総貯水量 約15,900万m3、有効貯水量 約14,200万m3								
事業期間	昭和54年度実施計画調査着手/平成39年度完成予定 ※								
総事業費 (億円)	約1,020※		残事業費(億円)		約978※				
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年6月洪水において浸水家屋29,517戸の甚大な被害が発生し、近年でも平成21年7月等、浸水被害が発生する洪水が発生している。 S28. 6 梅雨前線豪雨 床上・床下浸水29,517戸 H21. 7 梅雨前線豪雨 床下浸水36戸 ・平成6年の渇水において、県内各地で農作物被害 約1.7億円、上水道の給水制限が発生している。								
	<達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持(調査・検討中)								
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。								
便益の主 な根拠	年平均浸水軽減戸数: 388戸 年平均浸水軽減面積: 144ha								
事業全体 の投資効 率性	基準年度		平成23年度						
残事業の 投資効率	B:総便益 (億円)		2,194※		C:総費用(億円)		812※		B/C
感度分析	B:総便益 (億円)		2,128※		C:総費用(億円)		725※		B/C
	残事業費(+10%~-10%)		2.8 ~ 3.1		全体事業(B/C)※		2.6 ~ 2.9		
	残工期(+10%~-10%)		2.9 ~ 3.0				2.6 ~ 2.8		
	資産(-10%~+10%)		2.7 ~ 3.1				2.5 ~ 2.9		
事業の効 果等	・洪水調節: 日出来橋地点での基本高水のピーク流量(690m3/s)に対して、360m3/sを調節する。 ・流水の正常な機能の維持: 城原川ダムの不特定容量の確保の必要性については調査・検討中。								
社会経済 情勢等 の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、城原川流域市町村の人口に大きな変化はない。								
事業の進 捗状況	昭和54年度 実施計画調査着手(昭和54年4月) 平成15年度 筑後川水系河川整備基本方針の策定(平成15年10月) 平成18年度 筑後川水系河川整備計画の策定(平成18年7月) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 平成22年度末までに事業費約41億円を投資。進捗率約4%(事業費ベース)								
事業の進 捗の見込 み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。								
コスト縮減 や代替案 立案等の 可能性	<コスト縮減> ・実施計画調査段階であり、具体的なコスト縮減は、今後検討していく。								
	<代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、城原川ダムの建設が最適と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)								
対応方針	継続								
対応方針 理由	城原川ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(調査・地元説明)を継続することを妥当とする。								
その他	<※印箇所の説明> 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。								
	<第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)どおり、「現段階(調査・地元説明)を継続」で了承された。								
	<佐賀県の意見・反映内容> 現在の段階(調査・地元説明)を継続することについては異議なし。 なお、現在、進められているダム検証について早期に結論が得られるよう取り組んでいきたい。 (理由) 城原川は近年、堤防決壊の危機に度々さらされており、沿川の方々にとっても、一刻も早い治水対策が望まれており、また、水没予定地区の方々には、長年にわたりダム事業でご苦労をかけてきていることから、ダム検証について早期に結論が得られるよう要望する。								

城原川ダム建設事業 位置図



事業名 (箇所名)	鶴田ダム再開発事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭		事業 主体	九州地方整備局							
実施箇所	鹿児島県さつま町													
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業													
事業諸元	・既設鶴田ダムの貯水池容量配分の変更(洪水調節容量75,000千m3→98,000m3) ・放流設備の増設(コンジットゲート3門) ・減勢工の改造													
事業期間	平成19年度建設事業着手/平成27年度完成予定													
総事業費 (億円)	約460			残事業費(億円)		約334								
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和46年8月洪水において、死者48名、家屋の全半壊662戸、浸水家屋13,086戸の甚大な被害が発生し、近年でも平成5年8月、平成9年9月、平成18年7月等、浸水被害が発生する洪水が発生している。 S47.6 梅雨前線豪雨 死者・行方不明者7名 家屋の流失・全半壊357戸 床上・床下浸水5,202戸 H 5.8 梅雨前線豪雨 家屋の流失・全半壊13戸 床上・床下浸水593戸 H18.7 梅雨前線豪雨 死者2名 家屋の流失・全半壊32戸 床上・床下浸水2,315戸 <達成すべき目標> ・洪水調節 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。													
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 126戸 年平均浸水軽減面積: 30ha													
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度											
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		782		C:総費用(億円)		470		B/C	1.7	B-C	312	EIRR(%)	7.0
感度分析	B:総便益(億円)		778		C:総費用(億円)		338		B/C	2.3				
事業の効果等	・洪水調節: 川内地点の基本高水のピーク流量(9,000m3/s)に対し、鶴田ダム等の洪水調節施設により2,000m3/sを調節する。													
社会経済情勢等の変化	・新規採択時評価(平成18年度)以降において、想定氾濫区域内の人口に大きな変化はない。													
事業の進捗状況	平成19年度 鶴田ダム再開発事業に着手(平成19年4月) 平成19年度 川内川水系河川整備基本方針の策定(平成19年8月) 平成21年度 川内川水系河川整備計画の策定(平成21年7月) 平成22年度末までに事業費約75億円を投資。進捗率約16%(事業費ベース)													
事業の進捗の見込	・今後、増設減勢工、増設放流設備等の施工に順次着手し、平成27年度に完了する見込みである。													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・鶴田ダム再開発事業では、これまで法面対策の設計見直しや工事用道路の施工方法の見直しでコスト縮減に努めているほか、今後着手予定の工事においても、水中施工の機械化など、更なるコスト縮減を図っていく。 <代替案立案の可能性> ・河床掘削、遊水地等の他の治水対策との比較を行った結果、コストや社会的影響等の観点から、現計画案(鶴田ダム再開発)が優位となっている。													
対応方針	継続													
対応方針理由	鶴田ダム再開発事業については新規採択時評価以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれること等から、平成27年度完了に向けて引き続き「事業を継続」することを妥当とする。													
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。 <鹿児島県の意見・反映内容> 「対応方針(原案)」案の「継続」については、異存ありません。 引き続き、早期完成に向け、所要の予算を確保されたい。													

鶴田ダム再開発事業 位置図



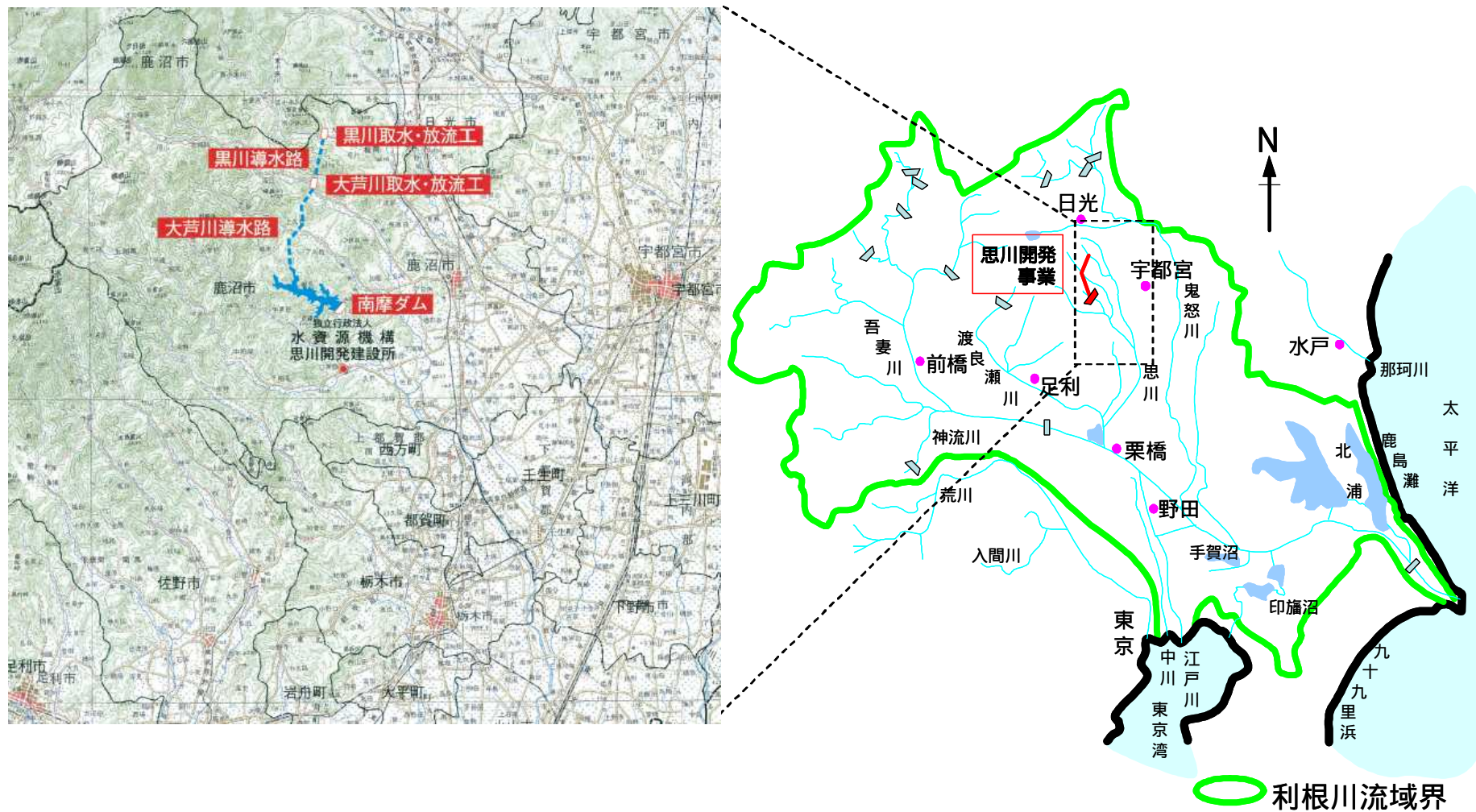
事業名 (箇所名)	沖縄東部河川総合開発事業(億首ダム)		担当課	水管理・国土保全局治水課	事業 主体	沖縄総合事務局																																	
実施箇所	沖縄県国頭郡金武町																																						
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業																																						
事業諸元	台形CSGダム 堤高=39.0m 総貯水容量 8,560千m ³ 有効貯水容量 7,860千m ³																																						
事業期間	平成5年度建設事業着手/平成25年度完成予定																																						
総事業費 (億円)	約850 (うち億首ダム建設事業費約490億円)			残事業費(億円)	約48 (漢那ダムはH4年度完成)																																		
目的・ 必要性	<解決すべき課題・背景> ・過去にたびたび浸水被害が発生しており、治水計画の目標としている50年に1度の規模の洪水が発生した場合、億首ダム地点より下流において、約36haの範囲が浸水し、被害が発生する恐れがある。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、かんがい用水の補給 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する																																						
便益の主な 根拠	年平均浸水軽減戸数：59戸 年平均浸水軽減面積：11ha																																						
事業全体の 投資効率性	基準年度 B:総便益 (億円)	475	平成23年度 C:総費用(億円)		405	B/C	1.2	B-C	70	EIRR (%)	16.1																												
残事業の 投資効率性	B:総便益 (億円)	132	C:総費用(億円)		59	B/C	2.2																																
感度分析	<table><thead><tr><th></th><th colspan="3">残事業(B/C)</th><th colspan="3">全体事業(B/C)</th></tr></thead><tbody><tr><td>残事業費 (+10%~-10%)</td><td>2.2</td><td>~</td><td>2.3</td><td>1.2</td><td>~</td><td>1.2</td></tr><tr><td>残工期 (+10%~-10%)</td><td>-</td><td>~</td><td>-</td><td>-</td><td>~</td><td>-</td></tr><tr><td>資産 (+10%~-10%)</td><td>2.4</td><td>~</td><td>2.1</td><td>1.2</td><td>~</td><td>1.1</td></tr></tbody></table> (残工期が2年のため感度分析を行っていない)												残事業(B/C)			全体事業(B/C)			残事業費 (+10%~-10%)	2.2	~	2.3	1.2	~	1.2	残工期 (+10%~-10%)	-	~	-	-	~	-	資産 (+10%~-10%)	2.4	~	2.1	1.2	~	1.1
	残事業(B/C)			全体事業(B/C)																																			
残事業費 (+10%~-10%)	2.2	~	2.3	1.2	~	1.2																																	
残工期 (+10%~-10%)	-	~	-	-	~	-																																	
資産 (+10%~-10%)	2.4	~	2.1	1.2	~	1.1																																	
事業の 効果等	・洪水調節：福花橋地点の計画高水ピーク流量 (320m³/s) に対して、190m³/sを調節する。 ・流水の正常な機能の維持：億首川の既得用水の安定化および河川本来の機能を正常に維持するための流量を確保する。 ・水道用水の供給：沖縄県企業局の供給対象市町村 (9市8町6村) に対し、水道用水の取水 (最大10,300m³/日) を可能とする。 ・かんがい用水の補給：武田原地区及び中川地区の約70haの農地に対し、かんがい用水の補給を可能とする。																																						
社会経済情 勢等の変化	・沖縄県の「水道用水供給事業計画 (第10回変更認可H22)」において水源施設としての億首ダムの位置づけに変化はない。 ・前回の再評価 (平成19年度) 以降、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数は増加傾向にある。																																						
事業の 進捗状況	・本体工事は計画どおり進んでおり、本体打設は今年度完了予定。関連工事についても順調に進捗。 ・平成22年度末までに事業費約725億円を投資。進捗率約89% (漢那ダムも含めた全体事業費に対する割合)																																						
事業の進捗 の見込み	・平成23年度より試験湛水を開始予定であり、平成25年度に完成する見込みである。																																						
コスト縮減 や代替案立 案等の可能 性	<コスト縮減> ・本体打設に際し、打設時間帯の延長、打設リフト高の工夫等によるコスト縮減を図っているとともに、今後も既に設置している「北部ダム事業費等監理委員会」を活用するなどによりコスト縮減に努める。 <代替案立案の可能性> ・本体着手前の平成19年度の再評価時に他の治水対策案との比較を行った結果、現計画案 (ダムの新設及び河道改修) が総合的に優位であると判断し、本体工事に着手している。																																						
対応方針	継続																																						
対応方針 理由	「沖縄東部河川総合開発事業 (億首ダム)」は、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれること等から、平成25年度の事業完成にむけ、引き続き「事業を継続」することが妥当である。																																						
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・対応方針 (原案) に対して審議を行なった結果、「沖縄東部河川総合開発事業(億首ダム)」は、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれること等から、平成25年度の事業完成にむけて、引き続き「事業を継続」することです承された。 <沖縄県の意見・反映内容> (沖縄県知事の意見) ・県は、億首川の河川管理者として、当該事業による億首川の治水対策が有効であると考えため、対応方針 (原案) に同意する。																																						

位置図



事業名 (箇所名)	思川開発事業		担当課	水管理・国土保全局治水課		事業 主体	独立行政法人水資源機構		
実施箇所	栃木県鹿沼市								
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業								
事業諸元	表面遮水壁型ロックフィルダム 堤高=86.5m 堤頂長=約350m 総貯水容量=51,000千m3 有効貯水容量=50,000千m3								
事業期間	昭和44年度実施計画調査着手/昭和59年度建設事業着手/平成27年度完成予定※								
総事業費 (億円)	約1,850※		残事業費(億円)		約1,031※				
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景> ・思川においては、平成に入ってから以降も洪水被害が発生しており、平成14年洪水ではJR両毛線が不通、落橋等によるライフライン切断、家屋等浸水等の被害が発生している。 ・利根川水系では、昭和47年から平成14年の間に13回の取水制限を伴う渇水被害が発生している。								
	<達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規都市用水の供給(水道用水) <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する								
	便益の主 な根拠								
事業全体 の投資効 率性	基準年度		平成23年度						
残事業の 投資効率	B:総便益 (億円)		2,990※		C:総費用(億円)		1,864※		B/C
	B:総便益 (億円)		2,962※		C:総費用(億円)		836※		B/C
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		3.3 ~ 3.9		全体事業(B/C)※		1.6 ~ 1.7		
	残工期(+10%~-10%)		- ~ -				- ~ -		(残工期が4年のため感度分析を行っていない)
	資産(-10%~-10%)		3.4 ~ 3.7				1.5 ~ 1.7		
事業の 効果等	・南摩ダム地点の計画高水流量130m3/sのうち125m3/sの洪水調節が可能となる。 ・黒川、大芦川、南摩川及び利根川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図ることが可能となる。また、利根川水系の異常渇水時の緊急水の補給が可能となる。 ・新たに最大2.984m3/sの水道用水の供給を行うことが可能となる。								
社会経済 情勢等 の変化	・利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市区町村の人口及び利根川・荒川水系におけるフルプラン対象市区町村の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。								
事業の進 捗状況	昭和44年4月 実施計画調査着手 昭和59年4月 建設事業着手 平成6年5月 事業実施方針指示 平成11年11月 事業実施方針指示(第1回変更) 平成14年3月 事業実施方針指示(第2回変更) 平成21年3月 事業計画変更の認可(第3回変更) 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象事業に区分 平成23年3月末現在の進捗率 約44%(事業費ベース)								
事業の進 捗の見込 み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。 ・地元住民への生活設計等への支障に配慮した上で、必要最小限の工事を実施している。 ・付替県道については約2.4km(37%)の工事が残っている。								
コスト削減 や代替案 立案等の 可能性	<コスト削減> ・平成21年度より関係自治体、利水者からなる「思川開発事業監理協議会」を設置し、コスト削減の達成状況等の協議を行いながら、事業費等の監理を進めている。 <代替案立案等の可能性> ・思川開発事業の水道用水の供給先の一部である鹿沼市や小山市は思川沿川に位置するため、供給する水資源開発施設の場所はおのずと思川上流部周辺になるが、思川流域で水資源開発施設を確保する方策は地理的条件より限られていること、また、思川では近年の出水により浸水する地区が出るなど早急な治水対策を行う必要があることを考えると、他の方策に比べ、思川開発事業の方が有利と判断し、事業を実施している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)								
対応方針	継続								
対応方針 理由	思川開発事業については、ダム事業の検証対象事業として、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているが、その結果を得るまでの間に従前の要領に沿って行った今回の事業評価の結果としては、新たな段階に入らず、転流工段階を継続することが妥当。								
その他	<※印箇所の説明>今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> 審議の結果、対応方針(原案)のとおり、「新たな段階には入らず、生活再建事業を継続する」ことを了承する。 <茨城県の意見> 思川開発事業は、本県にとって治水・利水上、必要な事業であることから、早期に検証を終了させ、事業実施計画どおり平成27年度の完成を強く要望いたします。なお、事業実施にあたっては、より一層のコスト削減を図るようお願いいたします。 <栃木県の意見> 検証作業を早期に終了し、計画どおり完成させるよう要望する。なお、検証期間中であっても、地元の生活に関連した工事については、計画どおり推進されるようお願いする。 <千葉県の意見> 検証については、最大限早い時期に結論を出すべきであり、思川開発事業は、本県にとって治水・利水上、必要不可欠な施設であることから、コスト削減を図るとともに平成27年度末までに完成するよう工程管理の徹底を強く要望します。 <埼玉県の意見> 昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は県民の安全安心を確保する上で大変重要な課題です。 思川開発事業は、渡良瀬川、利根川の治水安全度を向上させるとともに、都市用水の安定的な供給の面からも必要不可欠です。 したがって、速やかに検証作業を終了させ、早期に本体工事に着手し、事業実施計画どおり完成させるよう強くお願いします。 <東京都の意見> 思川開発事業は、首都圏の治水・利水に必要な不可欠な施設であり、早期にダム本体及び導水路を完成させるよう、一刻も早く検証を終了させ、直ちに本体工事を着工すべきである。 予定通り平成27年度までにダム本体及び導水路を完成させるよう、事業の継続を強くお願いする。								

事業箇所位置図【思川開発事業】



事業名 (箇所名)	武蔵水路改築事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭		事業 主体	独立行政法人水資源機構																											
実施箇所	埼玉県行田市、鴻巣市																																	
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業																																	
事業諸元	・幹線水路改築 :延長 約14.5km ・排水機場改築																																	
事業期間	平成4年度改築事業着手/平成27年度完了予定																																	
総事業費 (億円)	約700			残事業費(億円)		約500																												
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和46年4月以降、武蔵水路に忍川と元荒川の内水を取り込んでいるが、平成22年までに行田市で合計38回、累計1,000戸以上の床上・床下浸水被害が生じており、武蔵水路の治水機能の強化が必要となっている。 ・荒川水系の水質を現状通り維持するためには、引き続き利根川からの浄化用水の導水が必要となっている。 ・首都圏を支えるライフラインとして長期の導水停止ができないため、大規模な施設補修ができず、老朽化による水路の損壊、導水停止の危険性が増大している。 ・不同沈下や水路の劣化により、安全に流下させることができる能力が、建設時の50m³/sから約37m³/sに低下している。 <達成すべき目標> ・治水機能の確保・強化、安定通水機能の回復、荒川水系の水質維持 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する																																	
便益の主な根拠	<治水> 年平均浸水軽減戸数: 711戸 年平均浸水軽減面積: 67.4ha <浄化用水> 受益世帯数: 529,360世帯																																	
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度																															
残事業の投資効率	B:総便益(億円)		2,185		C:総費用(億円)		357		B/C	6.1	B-C	1,829	EIRR(%)	15.4																				
感度分析	B:総便益(億円)		2,181		C:総費用(億円)		244		B/C	8.9																								
事業の効果等	<table><thead><tr><th></th><th colspan="2">残事業(B/C)</th><th colspan="2">全体事業(B/C)</th></tr></thead><tbody><tr><td>残事業費(+10%~-10%)</td><td>8.2</td><td>~ 9.8</td><td>5.8</td><td>~ 6.5</td></tr><tr><td>残工期(+10%~-10%)</td><td>-</td><td>~ -</td><td>-</td><td>~ -</td></tr><tr><td>資産(+10%~-10%)</td><td>8.1</td><td>~ 9.8</td><td>5.5</td><td>~ 6.7</td></tr></tbody></table> (残工期が4年のため感度分析を行っていない) ・武蔵水路の改築により、東京都と埼玉県の約1,300万人の生活と都市活動を支える重要なライフラインとして、今後も常に安定した導水を行うことができる。 ・元荒川流域全体で浸水面積は約10%、浸水戸数は約65%減少させることができる。 ・武蔵水路を改築し、引き続き、浄化用水の導水を行うことで、隅田川における水質の維持を図ることが可能となる。															残事業(B/C)		全体事業(B/C)		残事業費(+10%~-10%)	8.2	~ 9.8	5.8	~ 6.5	残工期(+10%~-10%)	-	~ -	-	~ -	資産(+10%~-10%)	8.1	~ 9.8	5.5	~ 6.7
	残事業(B/C)		全体事業(B/C)																															
残事業費(+10%~-10%)	8.2	~ 9.8	5.8	~ 6.5																														
残工期(+10%~-10%)	-	~ -	-	~ -																														
資産(+10%~-10%)	8.1	~ 9.8	5.5	~ 6.7																														
社会経済情勢等の変化	・武蔵水路が位置する中川・綾瀬川流域は、周辺の大きな河川(利根川、江戸川、荒川)より低い鍋底型の低平地で水が溜まりやすい地形であるが、依然として流域の市街化率は増加している。																																	
事業の進捗状況	・平成4年 改築事業着手 ・平成21年8月 武蔵水路改築事業に関する事業実施計画の認可 ・平成22年8月 武蔵水路改築工事着手																																	
事業の進捗の見込み	・平成27年度の事業完了を目指して事業の進捗を図る。																																	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	糠田排水機場のポンプの規格等の見直しによるコスト縮減のほかにも、引き続き、コスト縮減に取り組む等、事業監理の充実と透明化に努める。																																	
対応方針	継続																																	
対応方針理由	前回の再評価時以降も、事業の必要性は変わっておらず、費用対効果分析により、投資効果も確認できることから、平成27年度の事業完成に向けて、「事業を継続」することが妥当																																	
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)のとおり了承する。 <東京都の意見・反映内容> 隅田川では、かつてのにぎわいを取り戻し「水の都」東京を再生させるための取組を行っており、今後も良好な水環境を維持向上することが必要である。隅田川の水質改善に寄与する本事業については、コスト縮減や工期の短縮を十分に行いながら事業を継続していただきたい。 <埼玉県の意見・反映内容> 武蔵水路周辺地域は、都市化が進んでいることから、雨水量の増大による水害の危険性が高い地域です。武蔵水路は内水排除の役割を担っており、周辺地域の浸水被害軽減のためには必要不可欠な施設であります。内水排除機能の強化が図られる武蔵水路改築事業は継続が必要です。なお、事業の実施にあたっては、引き続きコスト縮減に留意し、効率的効果的な整備をお願いします。																																	

事業名 (箇所名)	木曽川水系連絡導水路事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	独立行政法人水資源機構					
実施箇所	上流施設 取水工:岐阜県揖斐郡揖斐川町(揖斐川) 放水工:岐阜県岐阜市(長良川)、岐阜県加茂郡坂祝町(木曽川) 下流施設 岐阜県羽島市、海津市(長良川・木曽川)													
該当基準	事業採択後一定期間(3年間)が経過した時点で未着工の事業													
事業諸元	・上流施設(トンネル等):延長 約43km ・下流施設(パイプライン等):延長 約1km													
事業期間	・平成18年度実施計画調査着手/平成20年度建設事業着手/平成27年度完成予定※													
総事業費 (億円)	約890※			残事業費(億円)		約849※								
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・水利用が集中している木曽川においては、平成元年以降20回の取水制限が行われており、平成6年渇水以降においても、新たな水源施設として長良川河口堰、味噌川ダムが完成し、給水が開始されたが、渇水による取水制限が頻繁に行われている。 ・平成6年の渇水時には、岩屋ダム等が枯渇し、ダムを水源とする水道用水は最大35%、工業用水や農業用水は最大65%という厳しい取水制限が行われ、市民生活・社会経済活動に大きな影響を与えた。また、木曽川本川が枯渇して川底が露出する等、河川環境に多大な影響が生じた。 <達成すべき目標> ・流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)、新規利水の供給(水道用水・工業用水) <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する													
便益の主な根拠	・徳山ダムの木曽川への渇水対策容量4,000万 ³ mと同等の貯水容量を持つ代替ダム及び代替導水路に要する費用													
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度											
率性	B:総便益 (億円)		1,704※		C:総費用(億円)		1,030※		B/C	1.7※	B-C	674※	EIRR (%)	11.2※
投資率	B:総便益 (億円)		1,571※		C:総費用(億円)		573※		B/C	2.7※				
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※									
	残工期(+10%~-10%)		2.7 ~ 2.8		1.6 ~ 1.7									
	資産(+10%~-10%)		- ~ -		- ~ -		(残工期が4年のため感度分析を行っていない) (事業目的に洪水調節がないため、感度分析を行っていない)							
事業の効果等	・揖斐川と長良川、木曽川を繋ぐ木曽川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保される渇水対策容量4,000万 ³ mの水を木曽川に導水することにより、異常渇水時[平成6年渇水相当]においても、木曽成戸地点において河川環境の保全のために必要な流量の一部である40m ³ /sを確保することができる。													
	・水道用水:徳山ダムに確保される愛知県の水道用水として最大2.3m ³ /s、名古屋市の水道用水として最大1.0m ³ /sを導水し、木曽川において取水を可能とする。													
	・工業用水:徳山ダムに確保される名古屋市の工業用水として最大毎秒0.7m ³ /sを導水し、木曽川において取水を可能とする。													
社会経済情勢等の変化	・木曽川水系におけるフルプランエリア対象市町村の人口は、増加傾向にある。													
事業の進捗状況	・平成18年度 実施計画調査に着手(平成18年4月) ・平成19年度 木曽川水系河川整備計画策定(平成20年3月) ・平成20年度 木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画認可(平成20年8月) ・平成20年度 独立行政法人水資源機構に事業承継(平成20年9月) ・平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分 ・平成22年度末までに事業費約38億円を投資。進捗率約4%(事業費ベース)													
事業の進捗の見込み	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<コスト縮減> ・現時点は、新たな段階に入らず、現在の段階を継続する必要最小限の事業(環境調査等)を実施しているところであるため、事業費等監理委員会は未設置。 <代替案立案の可能性> ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、木曽川水系連絡導水路の建設が最適となっている。なお、現時点において前回評価時からの事業を巡る社会的経済情勢等の大きな変化は見られない。 (現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)													
対応方針	継続													
対応方針理由	・木曽川水系連絡導水路事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(調査中)を継続することを妥当とする。													
その他	<※印箇所の説明> 今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。 <第三者委員会の意見・反映内容> ・審議の結果、対応方針(原案)のとり、「新たな段階に入らず、調査中を継続する」ことを了承する。 <岐阜県の意見・反映内容> ・対応方針(原案)案のとり、事業の継続について異存ありません。なお、今後の事業の実施にあたっては、下記内容についてご配慮願います。 1. 事業費については、最新技術の活用も含めて、徹底したコスト縮減に努められたい。 2. 渇水対策の強化として通常時からの水系総合運用が着実に図られるよう関係機関との調整に努められたい。 3. 検証の実施にあたっては、実効性及び地域社会や環境への影響等について住民や関係地方公共団体等の意見をよく聞き進められたい。 <愛知県の意見・反映内容> 1. 「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。 2. 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づくダム検証の着実な実施をお願いしたい。 3. なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められよう願いたい。 <三重県の意見・反映内容> ・木曽川水系連絡導水路は、異常渇水時における既得用水の安定的な取水、河川環境の改善、地盤沈下対策などのため必要な施設です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、速やかに検証を進めるとともに、事業の実施にあたっては、効率的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。													

概要図(位置図)



事業名 (箇所名)	川上ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局 治水課		事業主体	独立行政法人 水資源機構						
実施箇所	三重県伊賀市												
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業												
事業諸元	・重力式コンクリートダム 堤高=90.0m、堤頂長L=330.0m ・総貯水量 31,000千m ³ ・有効貯水量 29,200千m ³												
事業期間	昭和56年度実施計画調査着手/平成2年度建設事業着手/平成27年度完成予定※												
総事業費 (億円)	約1,180 ※			残事業費(億円)	約553 ※								
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・昭和28年台風13号では、上野地区(現三重県伊賀市)において浸水面積540ha、浸水戸数200戸の被害が発生し、昭和34年伊勢湾台風では、同地区において浸水面積535ha、浸水戸数195戸の被害が発生している。 ・木津川上流の既設ダム群における堆砂は進行している。 ・伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。 ・昭和52、53、59、61年、平成6、12年には、渇水被害が発生しており、いずれの年も10%以上の取水制限を行っている。												
	＜達成すべき目標＞ ・洪水調節、流水の正常な機能の維持(既設ダムの堆砂除去のための代替補給含む)、水道用水の供給												
	＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する												
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数： 平成28年～平成34年 504戸、平成35年～平成77年 389戸 年平均浸水軽減面積： 平成28年～平成34年 56ha、平成35年～平成77年 53ha												
事業全体の投資効率性	基準年度 B:総便益 (億円)		平成23年度 C:総費用(億円)		1,411※		B/C	3.4※	B-C	3,440※	EIRR (%)	11.6※	
残事業の投資効率	B:総便益 (億円)		C:総費用(億円)		569※		B/C	7.9※					
感度分析	残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※										
	残事業費(+10%～-10%)	7.3	8.5	3.3	3.6	(残工期が4年のため感度分析は行っていない)							
	残工期(+10%～-10%)	—	—	—	—								
事業の効果等	資産(-10%～+10%)		7.1		8.6	3.1	3.7						
	・洪水調節：当該ダムの建設される地点における計画高水流量(850m ³ /s)に対して、780m ³ /sを調節する。 ・流水の正常な機能の維持：木津川大内地点において、維持流量を概ね0.7m ³ /s確保することにより、下流河川の流水の正常な機能の維持と増進をはかる。 ・流水の正常な機能の維持：木津川上流の既設ダム群は、除去した土砂をダム下流に還元することで土砂環境の改善に資するほか、木津川上流のダム群における超過洪水や異常渇水への対応や災害時の施設補修等の緊急措置をとることが可能となる。 ・水道用水：伊賀市に対して0.358m ³ /sを補給する。												
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・前回の再評価(平成20年度)以降において、木津川の既得用水の取水状況に変化はない。 ・前回の再評価(平成20年度)以降、閣議決定(平成21年4月)された「淀川水系における水資源開発基本計画」において、奈良県、兵庫県(西宮市)は撤退が位置づけられた。三重県は事業規模を縮小するとともに、伊賀市に水道事業を譲渡した。 ・前回の再評価(平成20年度)以降において、既設ダムの堆砂除去のための代替補給の必要性について変わりはない。 ・前回の再評価(平成20年度)以降、認可(平成23年2月)された「川上ダム建設事業に関する事業実施計画」(第2回変更)において、発電(三重県)は撤退した。												
事業の進捗状況	昭和56年度 実施計画調査着手 平成2年度 建設事業着手 平成4年度 川上ダム建設事業に関する事業実施計画 認可(平成5年1月) 平成11年度 川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第1回変更) 認可(平成11年10月) 平成19年度 淀川水系河川整備基本方針 決定(平成19年8月) 平成20年度 淀川水系河川整備計画 策定(平成21年3月) 平成21年度 淀川水系における水資源開発基本計画(全部変更) 決定(平成21年4月) 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分(平成21年12月) 平成22年度 川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第2回変更) 認可(平成23年2月)												
	平成22年度末までに事業費約617億円を投資。進捗率約52%(事業費ベース)												
	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。												
事業の進捗の見込み													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	＜コスト縮減＞ ・付替道路の統廃合などコスト縮減に努めている。 ＜代替案立案の可能性＞ ・従前の考え方に基づき行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、川上ダムの建設が最適と判断している。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)												
対応方針	継続												
対応方針理由	川上ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(転流工事)を継続することを妥当とする。												
その他	＜※印箇所の説明＞今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。												
	＜第三者委員会の意見＞ 「川上ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「新たな段階に入らず、現在の段階(転流工事)」を継続することによりと判断される。												
	＜三重県の意見＞ 川上ダムは、上野遊水地、河道掘削とともに伊賀地域の浸水被害の軽減と、水道水源の確保のため必要な施設です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、速やかに検証を進め、完成工期を厳守するとともに、事業の実施にあたっては、効率的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。												
	＜京都府の意見＞ 川上ダム建設事業の新たな段階に入らず現在の段階(転流工事)を継続するという対応方針(原案)に異論はない。転流工、付替道路工事(県道青山美杉線等)の事業実施に当たっては、更なる費用の縮減に努められたい。ダム事業の検証に係る検討に関する再評価の実施にあたっては、既設ダムの堆砂除去のための代替補給(長寿命化)について、水需要動向等流域の状況変化、既設ダムの有効活用の観点等を踏まえて検証に係る検討を実施するとともに、関係地方公共団体からなる検討の場等を通じて、本府と十分に協議・調整を図られたい。												
	＜大阪府の意見＞ 大阪府水需要予測の下方修正を踏まえ、既存ダムの利水容量の有効活用などによる計画の再検討を行うとともに、建設費用とその負担の更なる縮減を図られたい。												
	＜奈良県の意見＞ 川上ダム建設事業の実施については、ダム事業の検証に係る再評価において対応方針が決定されるまでの間は、新たな段階には入らず、現段階での事業の継続をお願いします。なお、事業の実施に当たっては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いします。												

川上ダム建設事業 概要図

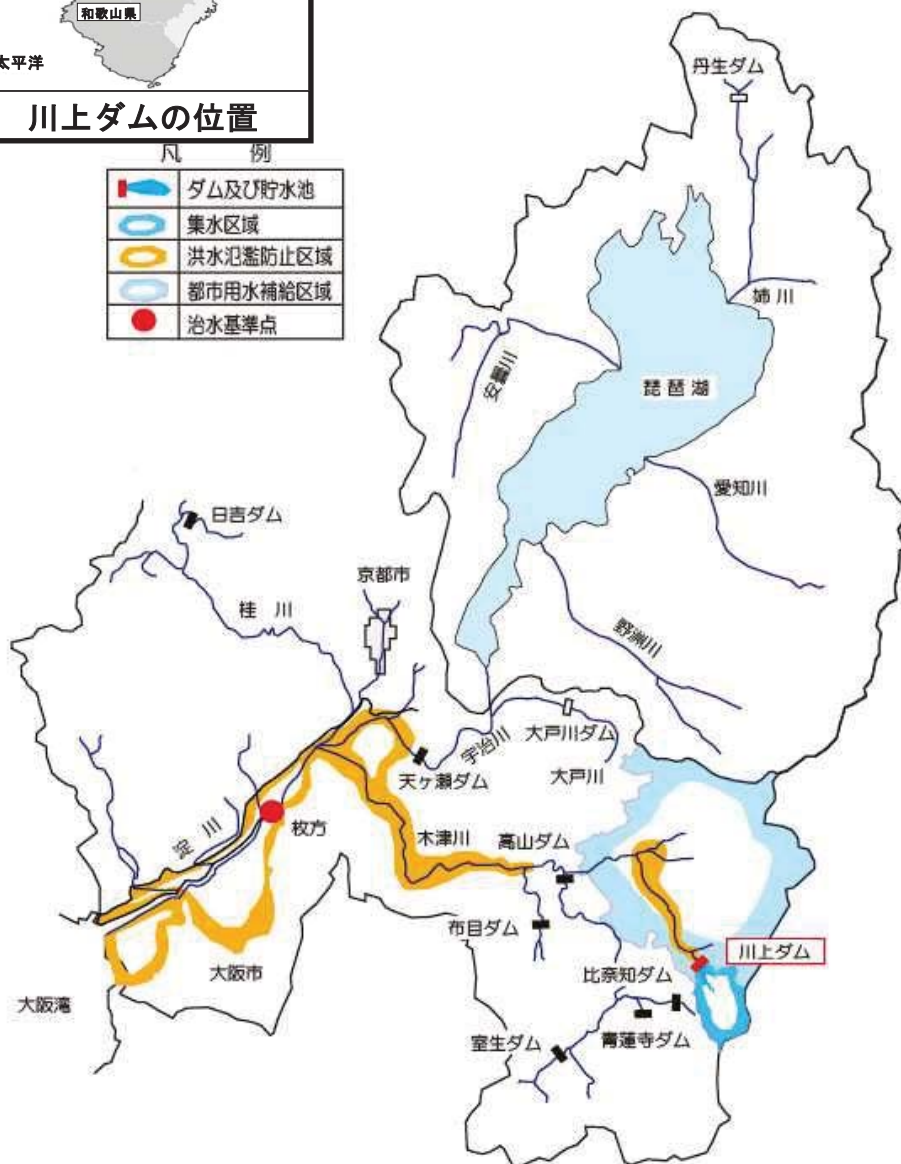


川上ダム建設事業

川上ダムの位置

凡 例

	ダム及び貯水池
	集水区域
	洪水氾濫防止区域
	都市用水補給区域
	治水基準点



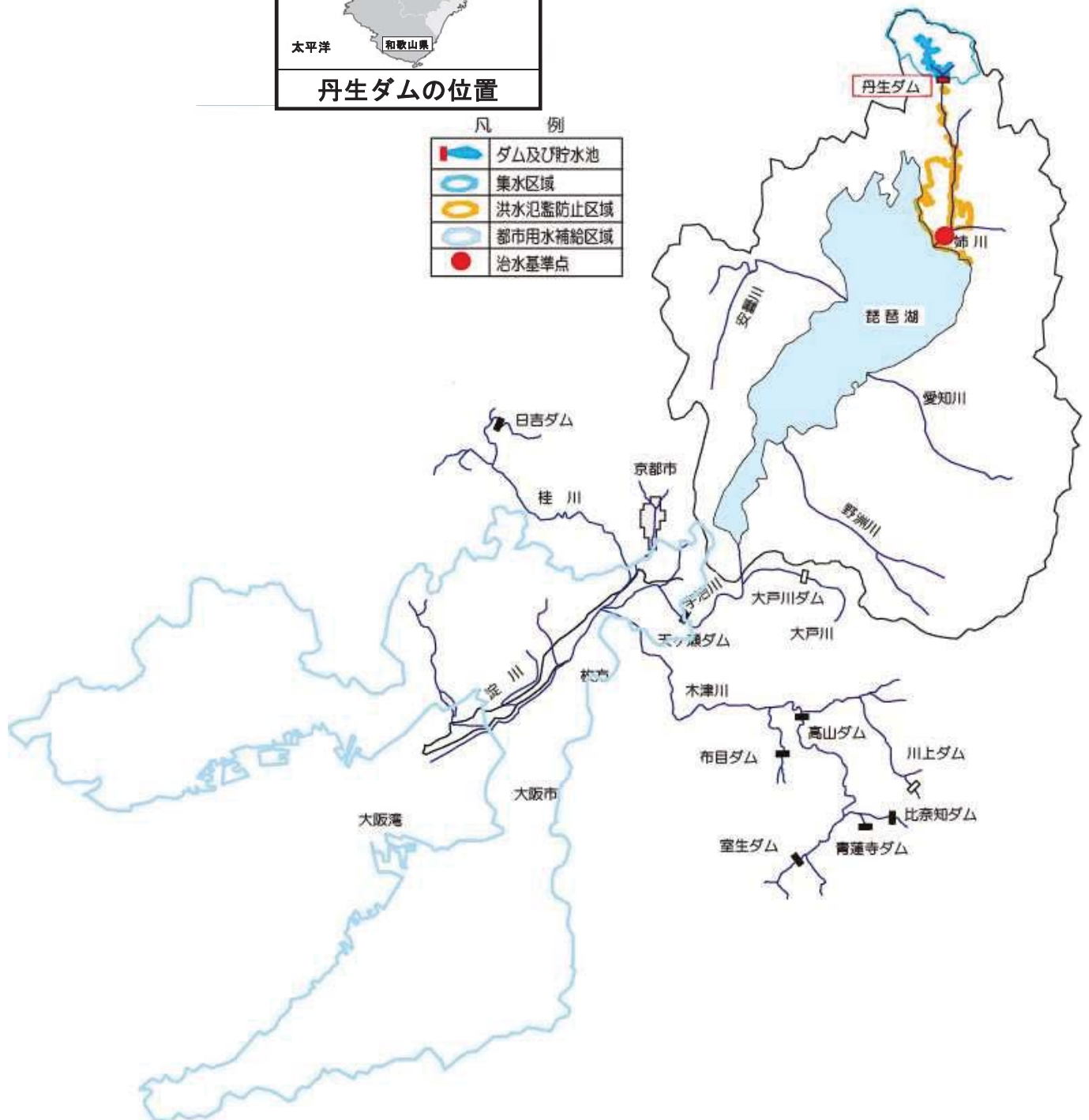
事業名 (簡所名)	丹生ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭		事業 主体	独立行政法人 水資源機構							
実施箇所	滋賀県長浜市													
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業													
事業諸元	- ※													
事業期間	昭和55年度実施計画調査着手/昭和63年度建設事業着手													
総事業費 (億円)	- ※			残事業費(億円)			- ※							
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年台風13号では、浸水家屋515戸の被害、昭和34年伊勢湾台風では家屋全半壊62戸、一部破壊58戸、浸水家屋684戸の被害が発生している。 ・琵琶湖・淀川流域では、琵琶湖開発事業完了後においても平成6、12、14年に洪水が発生しており、市民生活や社会経済活動に対して影響を及ぼしている。 ・高時川においては、毎年のように瀬切れが発生し、その結果アユの死滅や、井戸枯れや簡易水道の断水が発生している。													
	<達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給含む)													
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する													
便益の主な根拠	淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において「ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う」とされていること、「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」とされていること、ダム事業の検証に係る検討においては洪水調節施設以外との比較検討を行っていくところであること、ダム事業の検証の結論を得るまでは本事業の実施内容は事実上調査・検討のみであることから、ダム本体を含む総事業費の確定や費用対効果分析を行うことはできない。													
事業全体の投資効率性	基準年度 B:総便益 (億円)		- ※		平成23年度 C:総費用(億円)		- ※		B/C	- ※	B-C	- ※	EIRR(%)	- ※
残事業の投資効率	B:総便益 (億円)		- ※		C:総費用(億円)		- ※		B/C	- ※				
感度分析	- ※													
事業の効果等	・洪水調節: 淀川水系河川整備計画が策定され(平成21年3月31日)、姉川、高時川の洪水調節については、「天井川である姉川、高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが有効である」とされており、丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行っている。 ・治水対策容量: 社会情勢等の変化を踏まえ、水需要の動向やそれに応じた治水対策容量の必要性などの調査・検討を行っている。 ・流水の正常な機能の維持: 維持流量の確保方策のみならず、高時川の瀬切れ対策として、ダム貯留水以外による方策についても検討を実施している。													
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、氾濫の恐れがある区域を含む市町村の総人口、総世帯数に大きな変化はない。 ・前回の再評価(平成20年度)以降において、高時川の既得用水の取水状況に変化はない。 ・前回の再評価(平成20年度)以降、閣議決定(平成21年4月)された「淀川水系における水資源開発基本計画」において、丹生ダムにおける新規利水(大阪府、京都府、阪神水道)の位置づけがなくなり、新規利水のための容量を確保する必要がなくなった。													
事業の進捗状況	昭和55年度 実施計画調査着手 昭和63年度 建設事業着手 平成5年度 丹生ダム建設事業に関する事業実施計画 認可(平成6年3月) 平成13年度 丹生ダム建設事業に関する事業実施計画(第1回変更) 認可(平成14年2月) 平成19年度 淀川水系河川整備基本方針 決定(平成19年8月) 平成20年度 淀川水系河川整備計画 策定(平成21年3月) 平成21年度 淀川水系における水資源開発基本計画(全部変更) 決定(平成21年4月) 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分(平成21年12月)													
事業の進捗の見込み	平成22年度末までに事業費約564億円を投資。(事業費ベース) ・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。													
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<代替案立案の可能性> ・丹生ダム建設事業の異常洪水時の緊急水の補給の容量について、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価してダム型式を確定することとしているため、ダムの諸元を確定出来ない。 (なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)													
対応方針	継続													
対応方針理由	丹生ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することとを妥当とする。													
その他	<※印箇所の説明>現在、進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期について点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。													
	<第三者委員会の意見> 「丹生ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続する」ことでよいと判断される。													
	<滋賀県の意見> 早期に調査検討結果が明らかになるよう、必要な「調査・検討」を継続されることが妥当と考える。ただし、次項について留意されたい。①平成21年4月の「淀川水系における水資源開発基本計画」改定に伴い、利水撤退が明らかとなった時点の事業費、各府県負担額を早急に明らかにすること。このことから、本県は、これまで、「淀川水系河川整備計画」策定及び「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約作成にかかる意見照会に対し、「治水対策容量の必要性・緊急性の有無についての検討」を求めて来たところであり、その検討結果について早急に明らかにされたい。													
	<京都府の意見> 丹生ダム建設事業については、淀川水系河川整備計画案に対して、本府が提出した知事意見にもあるように、治水対策の必要性や緊急性の有無に係るこれまでの調査・検討結果を早急に明らかにし、本府と協議されたい。													
	<大阪府の意見> 異常洪水対策の必要性も含めた調査・検討結果を早急に明らかにしたうえで、それを踏まえた事業計画の早期提示を求める。													
	<兵庫県等の意見> 丹生ダム建設事業で確保するとされている治水対策容量については、下記理由により、丹生ダム基本計画に治水対策容量を位置づけた平成4年当時と比べ、必要性・緊急性が低下していると考えられる。①人口減少等による長期的な水需要の減少が想定されること。②洪水期初期の琵琶湖制限水位を高く維持するなどの弾力的な水位操作により異常洪水時の水位低下を抑制する方法が考えられること。このことから、本県は、これまで、「淀川水系河川整備計画」策定及び「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約作成にかかる意見照会に対し、「治水対策容量の必要性・緊急性の有無についての検討」を求めて来たところであり、その検討結果について早急に明らかにされたい。													

丹生ダム建設事業 概要図



丹生ダム建設事業

凡 例	
	ダム及び貯水池
	集水区域
	洪水氾濫防止区域
	都市用水補給区域
	治水基準点



事業名 (箇所名)	小石原川ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局 治水課	事業 主体	独立行政法人 水資源機構			
実施箇所	福岡県朝倉市、福岡県朝倉郡東峰村								
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業								
事業諸元	ロックフィルダム、堤高=129m、堤頂長L=504m、総貯水量 40,000千m3、有効貯水量 39,100千m3								
事業期間	平成4年度実施計画調査着手/平成15年度建設事業着手/平成27年度完成予定※								
総事業費 (億円)	約1,960※		残事業費(億円)		約1,636※				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年 6月洪水において、家屋の全壊217戸、浸水家屋4,184戸の甚大な被害が発生し、近年でも平成22年 7月等、浸水被害が発生する洪水が発生している。 S38. 6 梅雨前線豪雨 家屋の全壊流失1戸 床上・床下浸水135戸 S48. 5 梅雨前線豪雨 床下浸水23戸 H22. 7 梅雨前線豪雨 床上・床下浸水79戸 ・昭和53年、平成6年の渇水をはじめ、2年に1回程度、取水制限を実施している。 近年でも平成14年や平成17年に、取水制限率が50%を超える大きな渇水被害が発生している。 H 6. 7から10までの116日間で農業用水の取水制限 H 6. 7からH 7. 5までの320日間の上水道の取水制限								
	<達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給含む)、水道用水の供給								
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。								
	便益の主な根拠								
年平均浸水軽減戸数: 121戸 年平均浸水軽減面積: 141ha									
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度						
	B:総便益(億円)	2,027※	C:総費用(億円)	1,735※	B/C	1.2※	B-C	292※	EIRR (%)
残事業の投資効率	B:総便益(億円)	1,681※	C:総費用(億円)	1,391※	B/C	1.2※			
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		残事業(B/C)※		全体事業(B/C)※				
	1.2		~ 1.2		1.2 ~ 1.2				
	残工期(+10%~-10%)		-		- ~ - (残事業が4年のため感度分析を行っていない)				
	資産(-10%~+10%)		1.2 ~ 1.2		1.1 ~ 1.2				
事業の効果等	・洪水調節: 栄田橋地点の基本高水のピーク流量(800m3/s)に対して、小石原川ダムにより140m3/sを調節する。								
	・流水の正常な機能の維持: 瀬ノ下地点の開発基準流量40m3/sを下回る場合に他ダムと併せて不足量に対する補給を行う。別途、筑後川水系の異常渇水時の緊急水の補給を行う。								
	・福岡県南広域水道企業団及びうきは市に対し水道用水の取水(最大56,160m3/日)を可能とする。								
社会経済情勢等の変化	・前回の再評価(平成19年度)以降において、小石原川流域市町村の人口に大きな変化はない。								
	・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。								
事業の進捗状況	平成 4年度 実施計画調査着手(平成4年4月)								
	平成15年度 建設事業着手(平成15年4月)								
	平成15年度 筑後川水系河川整備基本方針策定(平成15年10月)								
	平成17年度 小石原川ダム建設事業に関する実施計画認可(平成18年3月)								
事業の進捗の見込	平成18年度 筑後川水系河川整備計画策定(平成18年7月)								
	平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分								
	平成22年度末までに事業費約313億円を投資。進捗率約16%(事業費ベース)								
コスト縮減や代替案立案等の可能性	・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。								
	<コスト縮減>								
	・付替道路の施工方法の見直しなどコスト縮減に努めている。								
	<代替案立案の可能性>								
対応方針	・従来の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや社会的影響等の観点から、小石原川ダムの建設が最適と判断している。(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)								
対応方針理由	継続								
	小石原川ダム建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在、新たな評価軸に基づく検討を行っているところであるが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果として新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することを妥当とする。								
その他	<※印箇所の説明>今回の事業再評価は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものであり、現在進めているダム事業の検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行い、改めて「事業の継続または中止の方針」を判断することとしている。								
	<第三者委員会の意見・反映内容>								
	対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。								
	<福岡県の意見・反映内容>								
その他	小石原川ダムについては、県としても必要と考え、筑後川水系における水資源開発基本計画の策定に当たり同意したものであり、目的とされている治水・利水効果を早期に発現するため、速やかに事業の進捗を図るべきと考える。								
	<佐賀県の意見・反映内容>								
	現在の段階(生活再建工事)を継続することについては異議なし。								
	なお、現在進められているダム検証について早期に結論が得られるよう取り組んでいただきたい。								
その他	また、事業継続にあたり、同様に検証中の筑後川水系ダム群連携事業についても、小石原川ダムの不特定用水(渇水対策を含む)を確保するうえで一体不可分の事業であるため、小石原川ダム建設事業と同時進行で、その結論が早期に得られるように取り組んでいただきたい。								

小石原川ダム建設事業 位置図



事業名 (箇所名)	大山ダム建設事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局 治水課 森北 佳昭		事業 主体	独立行政法人 水資源機構			
実施箇所	大分県日田市									
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業									
事業諸元	重力式コンクリートダム、堤高=94m、堤頂長L=370m、総貯水量 19,600千m3、有効貯水量 18,000千m3									
事業期間	昭和58年度実施計画調査着手/昭和63年度建設事業着手/平成24年度完成予定									
総事業費 (億円)	約1.085※		残事業費(億円)		約50※					
目的・必要 性	<解決すべき課題・背景> ・昭和28年6月洪水において、死者147名、被害家屋108,325戸におよぶ甚大な被害が発生し、近年でも昭和55年8月、平成2年7月等、浸水被害が発生する洪水が発生している。 S28.6 梅雨前線豪雨 死者147名 流出全半壊12,801戸、床上浸水49,201戸、床下浸水46,323戸 S55.8 梅雨前線豪雨 床上浸水713戸・床下浸水7,395戸 H2.7 梅雨前線豪雨 床上浸水937戸・床下浸水12,375戸 ・平成6年の濁水において、各地で取水制限が発生している。 H6.7から10までの116日間で農業用水の取水制限 H6.7からH7.5までの320日間の上水道の取水制限 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する。									
	便益の主 な根拠									
	年平均浸水軽減戸数:159戸 年平均浸水軽減面積:36ha									
	事業全体 の投資効 率性									
事業の 投資効率	基準年度		平成23年度							
	B:総便益 (億円)		1,439 C:総費用(億円)		962 B/C		1.5 B-C		477 EIRR (%)	8.1
	B:総便益 (億円)		786 C:総費用(億円)		95 B/C		8.3			
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		8.1 ~ 8.6		全体事業(B/C)		1.5 ~ 1.5			
	残工期(+10%~-10%)		- ~ -				- ~ -		(残工期が1年のため感度分析を行っていない)	
	資産(-10%~+10%)		7.6 ~ 9.1		1.4 ~ 1.6					
事業の 効果等	・洪水調節:荒瀬地点の基本高水ピーク流量(10,000m3/s)に対して、大山ダム、既設ダム及びその他の洪水調節施設により4,000m3/sを調節する。 ・流水の正常な機能の維持:瀬ノ下地点の開発基準流量40m3/sを下回る場合に他ダムと併せて不足量に対する補給を行う。 ・福岡県南広域水道企業団に対し1日最大61,000m3、福岡地区水道企業団に対し1日最大52,000m3の水道用水の取水を可能とする。									
社会経済 情勢等 の 変化	・前回の再評価(平成20年度)以降において、想定はん濫区域内の人口に大きな変化はない。 ・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。									
事業の 進 捗 状 況	昭和58年度 実施計画調査着手(昭和58年4月) 昭和63年度 建設事業着手(昭和63年4月) 平成4年度 大山ダム建設事業に関する実施計画認可(平成4年9月) 平成11年度 大山ダム建設事業に関する実施計画変更認可(1回変更)(平成12年1月) 平成15年度 筑後川水系河川整備基本方針策定(平成15年10月) 平成17年度 大山ダム建設事業に関する実施計画変更認可(2回変更)(平成17年8月) 平成18年度 筑後川水系河川整備計画策定(平成18年7月) 平成22年度 ダム本体コンクリート打設完了(平成22年12月) 平成23年度 試験湛水開始(平成23年5月) 平成22年度末までに事業費約943億円を投資。進捗率約87%(事業費ベース)									
事業の 進 捗 の 見 込	・大山ダム事業は、前回評価以降も本体工事および付替道路などの関連工事も順調に進み、平成23年5月より試験湛水を実施しており、平成24年度末に完成する見込みである。									
コスト削減 や代替案 立案等 の 可能性	<コスト削減> ・堤体基礎掘削形状の変更を行うなどコスト削減に努めている。 <代替案立案の可能性> ・本体着手前の平成15年度の再評価時に他の治水対策案との比較を行った結果、現計画案(洪水調節施設案)が総合的に優位であると判断し、本体工事に着手している。									
対応方針	継続									
対応方針 理由	大山ダム建設事業については、前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も事業の順調な進捗が見込まれることから、平成24年度の事業完成に向けて、引き続き「事業を継続」することを妥当とする。									
その他	<※印箇所の説明> 平成24年度建設費を50億円とした場合。なお、大山ダム建設事業に関する事業実施計画(平成17年8月8日認可)における総事業費は、約1,400億円である。 <第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針(原案)どおり、「事業継続」で了承された。 <福岡県の意見・反映内容> 大山ダムについては、県としても必要と考え、筑後川水系における水資源開発基本計画の策定に当たり同意したものであり、『継続』とした「対応方針(原案)」案については異論はなく、事業を積極的に進めていくべきと考える。 <佐賀県の意見・反映内容> 事業継続については異議なし。なお、平成24年度に完成予定の大山ダム建設事業については、適正な事業(事業費)監理をしていただくとともに、特に、大山ダムで確保される不特定用水の補給では、本県を含む下流域まで、効果が確実に実現するよう、運用開始に向けて関係機関と十分に調整を図っていただきたい。 <大分県の意見・反映内容> 早期整備を強く望んでいるところであり、事業の継続をお願いしたい。									

大山ダム建設事業 位置図

